

第三十一回 参議院建設委員会會議録第七号

昭和三十四年二月十日(火曜日)午前十一時二十八分開会

委員の異動

二月六日委員前田佳都男君辞任につき、その補欠として三木與吉郎君を議長において指名した。
二月九日委員山本利寿君辞任につき、その補欠として安井謙君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 早川 慎一君
理事 稲浦 鹿藏君
岩沢 忠恭君
田中 一君

委員

石井 桂君
小山邦太郎君
西岡 ハル君
松野 孝一君
前田佳都男君
武藤 常介君
秋山 長造君
内村 清次君
村上 義一君

政府委員

建設政務次官 徳安 實蔵君
建設大臣官 房会計課長 南部 哲也君
建設省計画局長 美馬 郁夫君
建設省住宅局長 神田 治君
建設省港湾局長 櫻井 良雄君
事務局 常任委員 武井 篤君
会専門員

説明員

建設省計画局長 岡宗 正義君

本日の会議に付した案件
建設事業並びに建設諸計画に関する調査の件
(昭和三十四年度建設省関係予算に関する件)

○委員長(早川慎一君) これより建設委員会を開会いたします。

まず委員の異動を報告いたします。山本利寿君が委員を辞任され、その補欠として安井謙君が委員に選任されました。

○委員長(早川慎一君) 昭和三十四年度建設省関係予算に関する件を議題といたします。本日は計画、住宅、港湾各局関係の予算について質疑を行う予定にいたしております。

まず計画局長から計画局関係の予算について御説明願います。

○政府委員(美馬郁夫君) 計画局関係の三十四年度予算は、お手元に計画局の三十四年度予算説明書という説明書をお配りしてございますから、便宜それに従って御説明申し上げます。

最初のページから御説明申し上げますが、昭和三十四年度におきます計画局所管の都市計画事業予算は、道路整備特別会計に計上されたものが百三十五億九千四百万円でございます。前年度に比しまして一三九%、それから一般会計の都市計画事業という項目で計上されたものが十六億二千五百五十万円、前年度に比しまして一六〇%、こ

ういうことでありまして、そのほかに都市災害復旧事業費六百六十三万、都市災害復旧事業費六百六十七万、下水道施設一般災害復旧事業費六百五十一万、こいうものがございまして、総額百五十二億三千四百三十三万、前年度に比しまして四割増というところでございます。三十三年度当初予算に比しまして四十三億の増というふうになっておりますが、増額のおもなものは街路事業が三割九分、下水道事業が約七割という予算増になっております。

二ページに参りまして、私どもの方の所管の事業はそこにあります。国営公園整備費二千八百五十万というのがありますが、これは建設省直轄でやつております。この二千八百五十万以外は全部地方公共団体に対する補助金、こいうことになっております。この中で特別失対関係、臨時就労関係というものが十三億、二十二億という数字になつておりますので、一般公共事業費は百十六億八千万、こいうことになっております。そうしてそれを事業費に換算いたしますと、道路整備特別会計に含まれている街路とか区画整理の関係の事業が約二百二十二億八千万円、それから一般会計に含まれております下水道関係、公園関係等は五十二億二千五百万円、合計二百七十五億一千一百万円、こいう事業費が三十四年度は見込まれておりますが、ここにありましますように、これはただ補助率から換算しただけでございまして、特に下水道等は起債とか一般単独の財源が相

当加わりますから、それらを合計いたしますとこのほかに約百億の事業費が見込まれて、都市計画事業としては、総額が三十四年度事業費に換算いたしますと三百七十五億程度になるものと推定されます。

次に四ページは、ただいま申しました内容を予算の表にいたしましたのでございまして、四ページの上段は、特別会計、一般会計に分けて、三十四年度と三十三年度予算及び事業費を対比しまして、一番右側にふえた率を書いておられますが、予算はこいうふうにしてございまして、増加率にしましては特別会計が三九%、一般会計が五四%、合計して四〇%増ということになっております。今度さらに特別会計の内訳を下の表に書いておられますが、この表を見ていただきますと、特別会計のうち一つの柱として街路事業、これは都市計画区域内の市街地を中心とした道路事業の実施でございまして、まず街路事業といたしまして土地区画整理事業費というのがございまして、そうしてその土地区画整理事業の種類といたしましてそこにずつとあります戦災復興、災害復興、港湾地帯、それから六ページに参りまして接取解除、都市改造、旧軍関係、こいういろいろ事業であります。すべて区画整理事業でございまして、こいう事業がございまして、さらに大きい項目といたしまして街路事業というのがございまして、その街路事業は内訳が改良、橋梁、舗装、こいうことになっており

ます。特別会計の大きい立て方はその二つの立て方でありまして、その下の方に北海道関係とか離島関係、それから地方財政再建の補助率差額というのがございまして、立て方はその二本でございまして。

ただいま申しました事業の補助率の関係、予算の増加の関係はこの表を見ていただくとわかりますが、総体といたしましては三割九分の増加になっております。

次に八ページをめぐっていただきます。これは一般会計の方の説明でございまして、八ページは都市計画事業費というのがございまして、その中に国営公園整備費、公園事業費、下水道事業費と、これが大きな立て方になっております。この都市計画事業費でカッコにしておりますが、これはその下に国営公園整備費、直轄と書いておられますが、このカッコでございまして、事業費以外の事務費関係を含めた数字で申しますと、上のカッコの数字になるわけでございまして。

都市計画事業費関係はそこにあるように、総体では六割増、一六〇%になつてございまして、国営公園関係では二八二%、公園事業費は全体といたしましては、右にありますが、これは公園事業関係のずつと下にあります京都国際文化というのがございまして、この関係は三十四年度には建築費が落ちておりますので、この二千万が減つておりますので、全体としては数字は減つて

おりますが、実質は多少プラスになっております。
それから下水道事業費、これは全体として七割一分の増加となっております。

各項目の説明は次に各事項別で参ります。

それからその次をめぐっていただきまして、十ページは特殊なものでございまして、離島振興、あるいは都市災害復旧、都市災害関連、下水道一般給水復旧、こういう関係の予算とか事業費あるいは増加率というのを計上いたしました。

それから御説明いたしますが、この予算の重点といたしまして、十二ページにあります第一番が戦災復興事業でございます。それから第二番が(2)として都市改造事業の促進、それから第三番目が十三ページにあります街路事業の推進、それから四番目が下水道事業、それから五番目が公園関係の整備事業として、国営公園が新規に一カ所三十四年度からやることになっております。霞ヶ関公園、こういうことになっております。事項別の説明を十五ページから簡単にいたしますが、十五ページの三事項別説明というのがございます。

まず戦災復興事業でございますが、これは三十四年度予算額は九億五千五百万円、こういうことでありまして、この事業は昭和二十年十二月の閣議決定に基づきまして、被災都市が百十五都市、面積一億八千万坪を対象といたしまして事業に着手して、三十三年度末ではその六十都市が事業を完了しまして、昭和三十四年度は国費が九億五千五百万円、事業費十九億一千万円をも

ちまして五十都市が完了する予定になっておりますが、特に東京、横浜、名古屋、大阪、神戸のこの五大都市につきましては、なお相当量の残事業が事業として残りますので、これは今後都市改造事業ということにいたしまして、三十四年度以降四カ年計画をもつて事業を完了することになっております。三十四年度事業費といたしましては、二十三億を五大都市の都市改造事業として計上いたしております。

それから次に災害復興事業でございますが、予算額は五千七百万円、これは昨年度大水害を受けた静岡県、山形県、一昨年度同様大水害を受けた長崎県、早稲市を、早急に復興するため土地地区画整理事業を実施する経費でございます。

それから(3)の港湾地帯整備事業、予算額一億五千四百万円、これは大阪港湾地区に對しまして、昭和二十五年度以降地盤かさ上げを実施するとともに、土地地区画整理事業を行なうてきたが、三十三年度末をもって約六五%の進捗を見る予定であります。三十四年度以降三カ年計画によつて事業を完成し、こういふ計画のものでございます。

それから(4)といたしまして、接収解除地区整備事業、予算九千六百万円、これは横浜と神戸の両都市の駐留軍の接収跡地のうち、都市計画に緊急整備を要する地区を対象として、昭和三十四年、三十五年度の二カ年間で事業を完了する予定でございます。

それから都市改造事業、これは私どもの局といたしまして、戦災復興事業がほとんど今年度で終わりますので、これにかわるべき一つの事業として推進いたしておるものでございます。予算額として二十二億九千六百万円、ここに説明といたしまして「都市改造事業は既成の市街地内において、家屋の稠密した商業地帯、官公衙地帯、及びこれらに隣接する住居地帯のうち、交通機能の低下、都市災害の発生し易い地帯等について土地地区画整理事業を実施し、国道又は重要な地方道となるべき都市計画街路及び駅前広場の整備等」を行なうておるものでありまして、これは昭和三十一年度以来東京では八重洲口とか五反田を初め全国二十三都市の事業に着手してきまして、昭和三十四年度はこれらの事業の継続と、さらに戦災復興事業関連の、先ほど申しました五大都市の事業を都市改造事業として行います。この五大都市の分と新規に二十都市の都市改造事業を実施することになっておりまして、その予算額が二十二億九千六百万円でございます。

それから(6)といたしまして、旧軍関係土地地区画整理事業、予算額二億四千万円、これは戦中軍都整備事業、新工業都市整備事業として着工した土地地区画整理事業が、終戦及びその後の経済変動に伴い完了されないうちがあるもので、このうち都市計画に上特に緊急を要する九地区に對しまして、これはたとえは相模原とかあるいは光、こういう都市でございます。全国で九地区に對しまして、昭和三十三年度から事業に着手し、三十四、三十五の両年度をもつて完了する予定でございます。今までは区画整理事業でございます。その次が街路事業でございます。そこにあるように、三十四年度予算

額といたしましては、九十五億一千九百万円、それを首都圏、四大市、一般都市に分けてみますと、そこにありますような数字になります。倍率にいたしまして、首都圏関係は前年度に比べまして二・二倍、四大都市関係は一・八倍、一般都市は一・五倍、平均が一・六倍でございます。結局交通難が非常にないはだしい大都市に予算も集中していくという形をとっております。特に首都圏につきましては、後ほど御説明いたします首都圏道路の建設をやることになっておりまして、これに関連して都内の街路を相当程度整備することにいたしております。そのために経費が相当ふえてくる次第でございます。この予算をもちまして、三十四年度には個所といたしましては、そこにありますように立休交差が四十三カ所、改良が五百九十九カ所、橋梁が四十四カ所、舗装が三百六十一カ所、これはまあおおむねの予定でございます。これはまあ個所をやる予定になっております。

次に十九ページに参りまして、一般会計に計上された都市計画事業でございますが、そのうち公園関係のうちまず国営公園整備事業、予算額三千三百万円というのがございますが、これは現在国営公園といたしまして、皇居外苑と新宿御苑、京都御苑、この三つを建設中で継続的にやっておりますが、三十四年度から新しい事業といたしまして、国会議事堂前から旧参謀本部跡にわたる三宅坂一帯の約二十万坪を霞ヶ関公園として、これはもう都市計画の方の決定には先年なっておりますが、この霞ヶ関公園を新設して、こうい

うことで、来年度はその経費が一部ついております。

それから(2)の公園及び墓園整備事業、これは地方公共団体に対する補助事業でございますが、予算額一億四千九百万円、都市の主要公園、児童公園並びに国際観光上重要なものについて実施することとしており、墓園については、市街地の高度利用並びに環境整備等の見地から、近郊地の適地を選定して墓園を整備するもので、昭和三十四年度においては一般公園百四十二となつておりますが、百四十七カ所でございます。それから児童公園三十八カ所、二十ページに参りまして墓園が十二カ所となつております。十三カ所でございます。この実施予定になつております。

それから(3)といたしまして下水道整備事業、これの必要なことは申し上げる必要はございませんが、三十四年度といたしましては、そこにありますように事業費として百二十二億を見込んでおります。補助といたしましては、その欄の上段にありますように十四億四千八百万円、これは先般起債計画として六十億という額がございまして、補助とこの起債はきまつた数字でございます。地方単独費というものが四十七億五千五百円ございまして、私も三十三年度の実績から申しまして、三十四年度はこの程度の地方単独費は、おそらく計上されるであろうというこのものと組んだ事業計画でございます。三十三年度の七十五億の事業費に對しまして、三十四年度は百二十二億、こういう事業費を予定しております。伸び率といたしましては六割三分増ということになっております。

下の欄はこの下水の内訳でございまして、どういふ事業をやるかということでございますが、一番大きいのは何と申しましても公共下水道、これは一般の下水道法による一般の下水道でございしますが、公共下水道、その次に都市下水道、これは開渠であります、特に排水等の点から非常に要望される個所が多いのであります、これが都市下水道。それから特別都市下水道というのがございしますが、これは少し前をめぐっていただきました十四ページのところに説明が書いてありますが、中小企業が比較的密集した都市で、工場排水を集中して処理することが望ましい都市について、従来静岡岡部南地帯、愛知県の尾西地帯、大阪府の長瀬川沿岸、和歌山川沿岸の四地区に特別都市水利事業を実施してきたが、三十四年度は新規に東京都の板橋区、愛知県の木曾川町、三重県の鈴鹿、岡山県の倉敷、愛媛県の今治市の五工業地域を対象といたしまして整備する、特に中小工場地帯を対象とした工場排水の処理の下水でございしますが、そういうのをやろうという計画を立てております。

それから二十ページに帰つていただきます、地盤沈下対策、これは新潟市を中心といたしまして地盤沈下に対しまして、下水道施設をやる経費でございします。こういうことで、三十四年度は下水道経費としてまあ私どもが要望しておいた額には満たなかつたのでございしますが、重点的にこれを持ちまして特に都市の水質が非常によれておる地域であるとか、あるいは都市排水上非常に必要な地域であるとか、ある

いはまた道路舗装に先行いたしまして下水をやらなければならぬ地区とか、そういう地区に限定いたしまして公共下水道としては百三十六カ所、都市下水道としては百一カ所、特別都市下水道としては九カ所、こういうのを実施する予定にしております。あと二十一ページは省略させていただきます。次に二十四ページを御説明いたしますが、ただいまのは公共事業費関係であります、行政部費関係であります。これは主として行政部費関係もいろいろございしますが、この中で特に御説明を申し上げておきますのは、二十四ページの下の段の方に河川及び水路水質汚濁防止の調査に必要な経費三百四十九万といたつてございしますが、下水道事業とも関連いたしまして、特に最近河川の汚濁がひどいものでございしますから、こういうものを調査の対象にいたしまして、いろんなことをやる予定にしております。

それから二十五ページの(三)といたしまして、産業開発青年隊事業に必要な経費として四千三百万円という経費がございします。これは従来産業開発青年隊をやつておりましたが、来年度におきましてはさらに直轄隊三千キャンプ七十五名を新設する、こういう予算を上しております、これに要する経費が四千三百八十五万ということになっております。

以上が、本日はその資料で簡単に御説明いたしますが、東京都部の街路交通が現状のまま放置すれば、昭和四十年ごろには自動車交通の激増のため、そのほとんどが麻痺状態に陥るものと推定されますので、その対策として丸の内、日本橋、銀座等の都心部と、新宿、渋谷、五反田、池袋等の副都心部との円滑迅速な自動車交通を確保するため、自動車専用道路網を急速に整備する必要があります、このためには単に国の資金のみでなく、東京都の資金をも活動するのが適当であると考へるので、国と東京都の共同出資によりまして、新たに首都高速道路公団というのを新設いたしまして、首都高速道路の建設に専心従事しようとするものであります、これは予算並びに公団法というのを今国会に提出することになっております。その事業計画といたしましては、全路線では八本ありまして、延長六十九キロ、事業費として九百四十四億、それから道路五カ年計画の中に入る数字といたしましては五路線で、延長が約四十三キロ、事業費約五百四十三億ということになっております。昭和三十四年度の公団の予算額としては三十五億、こうなっております。

次の二十八ページはこの全体計画、五カ年計画、三十四年度計画に就いて、三十四年度といたしましては、ただいま申しました三十五億は資本金が二十億、これは都と政府が十億ずつの折半でございします。それから借入金金が九億、東京都の補助金が六億、合計三十五億で、八路線の中のとおりあえず急ぐ二路線のうちの二部に着手するとい

う計画になっております。五カ年計画とさらに全体計画ではおおむね収支の関係はそこにありますような計算になっております。

以上簡単にございしますが計画局所管の予算を御説明申し上げます。

○委員長(早川慎一君) ただいまの計画局長の御説明に對しまして、御質問がございしましたら御発言を願ひます。

○田中一君 戦災都市事業は三十四年度で終るんですか、三十三年度でしたか。

○政府委員(美馬都夫君) 三十四年度です。

○田中一君 そうすると今お話のように三十三年度までに六十都市、三十四年度に大体五十都市を完成して、残っているものは大体首都並びに五大都市ということになるというふうな説明でしたけれども、まだいふ残っている所があるんですが、それは戦災都市の事業で、どのくらいありますか。私はあなたの方にどういふ報告をしていくか知らぬけれども、地方を見て歩いてわかるのは、三カ年延長して、で、今日になつても相当まだ緒についたのみの所がたゞさんあるわけですね、そういうものはどうするつもりです。都市改造事業で継続してやるのか、今の説明ではどうもその点が明確になってない。ことに各戦災都市の中小都市で、その実態といふものはほんとうにつかんでいないんじゃないかという気がするんですが、その辺はどうなっておりますか、説明をお願いします。

○政府委員(美馬都夫君) 戦災復興の關係は今説明いたしましたように、三十四年度をもちまして一応終了するとい

いう予算上の建前にはなつておりますが、現実の問題としては計画を相当縮小したような面もございまして、実際の事業は残つてくるのでございしますが、これはここにありますように、都市改造事業ということが三十三年度に比しまして三十四年度は予算的にも相当大きくなつております。将来この都市改造事業という形をとって行なっていくか、あるいはまた戦災復興事業の中心をなしておりますのは、やはり街路事業でございまして、これは道路会計におきます一般街路事業が今後相当飛躍的に伸びる見込みでありますので、この街路関係の経費を集中いたしまして、事実上の戦災復興事業の終息をやりたい、こういうふうに考えております。

○田中一君 土地区画整理事業と街路事業と、おのずから性格は違ふんですが、土地区画整理事業は御承知のように、御承知といたしか、僕らが知つておる通り市民の負担において事業を完了しよう、目的を達成しようというよりないき方をしておるんですね。街路事業ならば当然これは買収なり補償なり、という形で仕事が進んでいくわけなんです。今日まで二十年から戦災都市の仕事をつつと続けて来ておりながら、計画の縮小々々で今日まで来ておるんです。これが相当大規模の計画のもとに減歩率その他をきめて、そして部分的な市民の反対があるから、あるいは予算の措置で縮小した場合に、減歩率がそれに應じて伸び縮みする、というどつちにしても不公平が生まれてくるんです。そういうことになつてはよろしい。そのまゝの減歩率でできたのならばかまいませんよ。大きな計画

でやつて道路を保有している、公園を持っているところへ全体の大きな百の計画でやつて、減歩率を三分なら三分にきめておつたものを、それが今度第二の縮小でそれが八十になり、それが今度五十になったとすると、三分の減歩率でその部分が完成すればいいけれども、減歩率の変更ということになると、これは減歩率を正しく明らかにしないと、減歩率の縮まった場合でも伸びた場合でもこれは問題が起るんです。そういうことがあるから、今まで中小都市の事業は完了しないわけなんです。この状態をほんとうに政府はつかんでいかうかという事です。それが今言ひ街路事業でやるとなると、これは街路事業でやれば土地区画整理法でなければ、おのずから一方的に行政がこれは道路を作るんだ、その分については買収しようということになるんです。土地区画整理事業と道路事業を併用すると、これはまた新しい問題が起るわけなんです。これは一つの例ですが、現に浜松市なども今までの街路事業の事業区域というものを縮小して、残っている部分に対する道路というものは、これはどうにもならぬから当然買収しなければならぬ、これはそういうわけでしょう。初めがもう土地区画整理事業でこの部分を全部やつて、一方は道路は幹線道路を作っている、それを半分に縮めた場合、ここまでは土地区画整理事業でやるけれども、こつちの分は買収しなければならぬということになる。そこに市民の間に損得の問題があつて、その事業というものが円滑に推進できなくなつてくる。国の方針に協力した者がばかをみたという

結果にならざるを得なくなつてくるんです。これはむしろ各地方的な行政当局者の力の弱さという問題もあるでしょうけれども、これはやつぱり政府が今度いよいよ三十四年度で終るんだ、あとどうするんだという対策をほんとうに立てなければ、この予算を発表すると同じにまた問題が起ります、地方に。だから完成をしないところの、あなた今百五十万所のうち六十万所は完成してございます、三十三年度までに。三十四年度にあとの五十万所は完成します。従つて百五十万所は完成して、首都と五大都市だけが残つていって、首と五大都市だけが残つていって、全国的に来年年度に五十都市というものは完成する自信があるかどうかという事です。そうしてまた的確に被災都市の復興事業に対して把握しているのかどうかという事です。これを一つ説明して下さい。それは口先ではだめなんです。それは實際あなたの方の資料で、何市はどうという、何市はこう考へるといふ説明をしなければ、いたずらにこの本年度の予算をもつてはまた問題が新しく起るという事です。

○政府委員(美馬都夫君) 各都市別の詳細な資料はたゞいま手元にありませんから、いづれ必要がありますれば、あとから調べてお答えいたしますが、私どもといたしましては、おつしやいますように戦災復興事業は実質的には政府の方でいろいろ收購をいたしておつしやして、おつしやるように相当事実上残る部分がございますが、これは三十四年度の予算にも、都市改造事業を相当大幅に計上いたしておつしやして、新規に二十都市を計上いたしてお

りますが、こういうふうな都市改造事業というのを今後大きくつていきたいと思います。そして、戦災復興等の事実上の残の整理をいたしていきたい、こういうふうな考へております。

○田中一君 そうすると、その都市改造事業というものは、土地区画整理で行う事業というのですか。それとも独自の別案を、その都市に対するその自体の考へ方をもつて別途に考へるのですか。戦災復興の跡始末をするために、都市改造事業というもので締めくくりにしていかうかということなのか、新しい試みで出発するのか、ということではないですか。

○政府委員(美馬都夫君) 都市改造事業は区画整理事業でございまして、名前は都市改造といつておりますが、現実は区画整理事業でございまして。この中には五大都市の関係を初めとしたしまして、戦災復興に関連した都市がはいふ入つております。ですから戦災復興で事業量が相当残つていような事業を、できるだけこの都市改造事業として取り入れまして、これで将来を救済していきたい、こういうこととでございます。

○田中一君 もう少し的確に伺いますかね。そうすると都市改造事業というのは、昭和二十年から出発しているところの戦災都市復興事業が完了したところから、戦災都市という名前を変えて都市改造という費目で、実質的には戦災都市の復興事業を完成していくのだということと、そのほかにもまた別の構想をもつて新しい土地区画整理法で、新しい都市改造という面からの事業をも行なつていくのだ、こういうこととなくですか。

○政府委員(美馬都夫君) さうでございます。

○田中一君 そうするとあなたがさつき言つたように、街路事業でそれをやつていくという場合は一体どういうことになるのです。事業が縮小したために、その区域を建設大臣が今度は改定を承認して、これは事業を半分にしたいとか、三分の一にしたいという改定を承認するわけですね。補助金をやらないのですからそのままできなくなつてしまふ。その場合残つたものを、総体的に計画を立てた減歩率等の不公平というものは、清算のときにあるいはあなた方は清算いたしますというふうかもしないけれども、どういふ形で不公平というものを、負担の不公平です。減歩の不公平というものを是正していくかということなんです。土地区画整理というやつはその区域の全体計画によるところの、新しいその一つの事業なんです。部分的な従つて減歩率は違ふわけなんです。縮まつたために得する場合もあるし、縮まつたために損する場合もあるという事になるわけです。そういう際には、清算というものはいつどこで、しようという考へなんです。不公平というものを、負担の不公平です。

○政府委員(美馬都夫君) ただいま私の説明が誤解を起すような点がございましたが、街路事業でやると申しますのは、戦災復興事業と一緒にやるという意味ではございせん、戦災復興事業は戦災復興事業で打ち切つてしまひまして、これは区画整理事業として清算やらなければならぬから、減歩の問題はそれはそれでございまして、さらにさういふ打ち切りをやつても、後年度ないしその次の年度において、やはり問題は都市の街路を広げるという点が大きく出てくる問題でございまして、事実上の点で街路事業で救つていくのだ、これはもちろん本則じゃございせん。本則はやはり都市改造事業という区画整理事業でやるのが本則でございまして、しかしそれでどうしても救えないというふうな面は、別個の立場から街路事業というものを実施いたしまして、その都市の街路の拡張をやつていかうかということと、ございまして、戦災復興の区画整理の関係とは計算はちろん別という形でございまして。

○田中一君 そうすると、結局街路事業というものは道路事業で、道路事業でお前の敷地の前面を三メートル幅供出しろということではできないでしよう。できませんか。それは、無償で供出しろということではできませんか。できないでしよう。買収しなければならぬでしよう。補償しなければならぬでしよう。そういう性格のものと、土地区画整理のように、市民の減歩によつて都市改造しようというものと、おのずから性格が違ふわけですよ。救いにならないのです。そこに不公平が生れてくるのです。ここに、それが土地区画整理の一区区になつた場合に、その工区を半分にした場合に、当然区画整理の区域であつたけれども、縮小したために、その部分の、これはそのままやつておれば減歩で自分の負担でもつて道路を広げなければならぬけれども、縮小になつたから、その部分に対しては今度は事業をする人間が、買収なり補償なりでもつて道路の拡張をしていくのです。そこに不公平が生れて

るではないかというのですよ、私のいうのは、国が二十二年の意気込みのようには、相当に推進していけば、こんな不始末はないわけですよ。ところが当時の政治の貧困というか財政その他いろいろの問題で縮小に縮小を重ねてきて、それもえんえんとして十何年もたつて、どうにもしようがないということに追い込まれた。三年前に、あなた御承知の通りに、全体の会議を開いて、延ばそうか延ばさないかということ、三年間たつて今日まできているわけですよ。そうして、そこに生れたところの不公平というものは、やはり市民の社会生活というものに混乱があるということになるのですよ。当然区画整理でやらなければならぬ地域が縮小されたために、その部分の人たちは、自分の敷地というものは事業主体が補償してくれる、あるいは買収してくれるということになる、相当な不公平が出てきますよ。そういう問題をどうするか、今後に残された問題です。私、非常に危険だと思つてゐるのですよ。

○政府委員(美馬郁夫君) ただいまの戦災復興事業の実質上の残の救済は、おつしやるように、街路事業と区画整理事業というものは確かに性格が異なりますから、私も、都市改造事業で区画整理事業としてやつていきたい、こういう方針を持っております。三十四年度の予算におきまして、都市改造事業を戦災復興関連の終末として相当取り上げて実施しておるといふ次第でございます。

○田中一君 そんなことを言つていいのですかほんとに。今そういうことをあなたがこではつきりと答弁して速記に残るけれども、そうすると、結局

戦災復興事業として残された計画というものは、そのまま縮小しないのだという前提に立たなければならぬでしよう、その計画そのものは、しかしながら、今までのものは戦災都市の復興事業としての予算を計上する、残余のものは都市改造事業として区画整理を行うのだということではないのですか。そういうことを大胆にあなたはおつしやるけれども、全国の都市の実態というものを知らないからそういうことを言ふのです。そういうことを言つていいのですか、ほんとに。

○政府委員(美馬郁夫君) もちろん、各都市が要望いたしております戦災復興の事業区域というものは、これは相当膨大なものでございまして、これは全部の立場から申しまして、これは全部やつていくというところは事実上、財政上の問題等ありまして、なかなか困難でありますので、その中で特に私どもの立場から見てもやらなければならぬというふうな緊要度の高い地区は、これは都市改造事業として今後予算に盛り込んで実施していきたい、こういうふうに考えております。

○田中一君 戦災都市の補助率と都市改造の補助率はどうかつています。どう違ひがあります。今後やろうとする都市改造の補助率。戦災復興は二分の一です、今、

あとの五都市というものは、首都、大都市として今後都市改造事業として実施するのだ、という局長の説明があつた。ところが実態というものは、それは手直しとかあるいはだめまわりの事業じゃなくして、事業のほんとうの主体、本質というものが全然手をつけれない都市があるのです。また都市の区域があるのです。そういう言えぬものをどう把握するかというところが重要問題です。それに対してあなた、そういう点が必要ならば資料としてお出しなさい、そうして、なおそういうものを含めて都市改造事業としてやつていくんだということを

おつしやつておる。しかし、実際あなたの方で二十年から今日まで、せめていつて三十年でいいです、戦災復興が完了する見込みだったところの三十年でいいや。三十年においてどれだけの事業の進捗率があつたか。実態はなるほど補助金をやつて補助金は使つてゐるんだ。事実使つてゐる、ちよこちよこ使つておられます。その金を使わなければ返せと来るから使つておる。しかればその分の事業というものが、事業の実態が進んでいないということがたくさんあるのです。あなたの方でも手薄だから、各地の状況をちよこちよ見ておらぬかもしれないけれども、そういう工区がたぐさんあるのですよ。そういうものは一体どうするか。ことに、市長とか町長とかという首長選挙というやつは民選でやつておるから、常にジグザグがあつて、あなたの方三十四年度で全部百十都市は完成するのだと言ふけれども、完成していない、その実態が。そうして事業の縮小をどんどん

やつておる。当初の事業計画の縮小をどんどんやつておる。そういう場合その跡始末を一体どうするかということ、を伺つておるのであつて、それはあなたの方では百十都市というものは完成するのでございまして、言ふならば、これは何を言わんやです。実態は完成しておらぬということですよ。三十四年度になつても完成する見込みがないということですよ。これはあなたの方は補助金を出せばいいかもしれないけれども、実際の事業というものは完成しない。資料を要求すれば資料を出すというならば、実態を出して下さい、百十都市の。五都市は残すといつておるからこれはよろしい。三十四年度で全部完了し、または完了せんとする百十都市の区画整理の実態というものを、政府の補助金じゃありませんよ、地方が負担する補助金を含めて、各地方がどういう支出をして、現在どうなつておるかという実態を、まあおそろく一年ぐらいかかるかしらぬけれども、なるべく早急にあなたの方の首都高道路の路公団法が通る前に一つ出して下さい。そういういいかげんなことはいかぬです。

○政府委員(美馬郁夫君) 資料の点はよくわかりましたが、まあ私どもの方針は、三十四年度で一応戦災復興事業というものは打ち切ることにはいたしました、これは御承知のように、戦災復興事業というふうな形をとつております、もう戦後後相当年月もたつておりますので、いつまでもこういう形の予算を続けていくのはどうだろうかというふうな意見もございまして、まあ事実上いろいろ場所の終結が行なわれたのも事実でございますが、私もそ

ういう各地方の希望するところから、あるいはある程度終結させまして、どうして国として今後何かの形でやらなければ事業効果が上らないというふうな地区につきましては、戦災都市改造事業というふうな形でもつて、今後拡充していきたいというふうな気持ちであります。必要な資料等は、今後提出したいと思ひます。

○田中一君 すいぶん、まあ国会答弁としては、その辺でもつて、だれもわからぬから、それでいいじゃないかと、気持ちになるかしらぬけれども、実態が違ふんだということなんです、じゃ、もう一つ聞きますがね、三十四年度に百十都市が完成したとするならば、清算事務はいつごろまでにさせる、つまり法律じゃ清算の期限はなかつたかしら、土地区画整理の問題で、それで一体、どのくらいで、何年くらいでもつて、それを整理しようという、一部改正した、たしか五万円程度のは、前払い的に払つていいことになつてゐた、たしか都市計画法では、そういう法律を改正したことがあつたと記憶するんだけれども、五、六年前に。

○政府委員(美馬郁夫君) ございませう。

○田中一君 都市計画法で、一件五万円程度のは、前払いするといふような形の法律案を改正したことがあるように記憶するんだけれども。

○委員長(早川慎一君) 速記を止め

○委員長(早川慎一君) 速記を止め

○委員長(早川慎一君) 速記を止め

○田中一君 それは、よく調べて下さい、その問題は。

一体、清算というものを、あなた方は、いつまでにさせようとするつもりでおるのか。なるほど、交付金は補助金で出せばいいんです。しかしながら地方公共団体の財政上の実態というものが、政府が許可した計画とタイミングを合わせて予算を立てるという状態の場合、あるいは市民並びに理事者側が一致した見解でもって事業を推進する場合に、伸びております、そのまま。しかし、そうでないのが多いというのが、都市計画事業の性格なんです。ことに清算というものは何年たつて清算するのかわからぬ、これは下手すると、死んじやうよ、きめられた該当事が、ということもあり得るような、野放図もないところの二十年、五十年たつても清算しないでもいいんだということになるならば、これは、ちよつと問題だと思ふのです。あなたの方は、補助金だけくれてやればいいんだらうけれども、市民は、迷惑な話なんです。

そこで、今の百十都市というものは完成するんだというならば、完成した後の処置というものを考えておかなきゃ困るのです。それを都市改造事業という費目であらためて再工事をして土地区画整理を行なつて完成するんだというならば、その部分というものは、どのくらいあるか、これは二つの問題がある。一つ、資料でも何でもい、腹をきめて答弁して下さい、この問題は。

そしてたしか—何年ころだったか、戸塚君が大臣の時分だから、そのときに、特別都市計画法を一部改正し

て、そしてたしか五万円程度の金を前払いしていいというような法律改正をしたことがあるのです。この点も調べて下さい。それが今土地区画整理法になつて、どうなつたかということ、その措置というものが、私は実際、今のお話のような説明では納得しないんです。あなた方が、あまり実態を知らなすぎる、知つていても、ほかおかりしてゐるんだと思ふのです。国は大臣の認可、許可があれば、仕事が進むものだから、ことばかり考えておつて、事業そのものは、一向進んでいないという実態をほんとうにつかんでないのです。ことに、おそろく計画局では、その方の人間なんか減つてゐるのだらうと思ふのだ。それで、もうしよつちめう、一年に一べんくらいずつ、ぐるぐる人間が変つたのじや、目が届くものじやないのです。人が足らないから、これは、非常な重要な問題です。

○政府委員(美馬都夫君) ただいまの戦災復興事業の終息と、それから土地改良との関連、いづれ資料を調製いたしました。詳細に御説明いたします。

○田中一君 都市公園法ができて、私なんか非常に喜んで賛成したのです。ところが今見ると、予算なんというものは、全く鼻くそくらいいしつかつていないのだ。そこで、これは国全体の宅地政策というものと関連が非常に大きいのです。一億四千万九百万、このうち一般公園が百四十七カ所、児童公園は三十八カ所、これをやるのだ。これは補助費でしよう。そしてこの程度のもので、どこの児童公園をどうするか、具体的に伺いたいのです。そしてその三十四年度に完成する

ものが幾つあるのか、手を着けるのはわかりませうけれども、百四十七カ所の一般公園と児童公園三十八カ所というものが、手を着けることはわかりました。これは、三十四年度に完成するものは幾つございませうか。また、三十三年度までに完成したものが幾つございませうか。

○政府委員(美馬都夫君) 資料を調製いたしました。御説明いたします。

○田中一君 一体、補助費なんというものは、手を着ける箇所をきめて、金さえやれば完成するのだという間違ひを犯しちやならないのです。こういうものはどなん作らぬから、野放図もなく都市が市外へ市外へ伸びていくのです。一方においては、どなん農地や、あるいは緑地をつぶして宅地造成をしなければならぬのです。私は、そういう意味で都市公園法に賛成したので。都市並びに都市の周辺に児童公園なり一般公園なり、どなん作つていつて、そして呼び戻す、宅地が野放図もなく広がることを制限しなければならぬじやないかという気持ちで賛成しておつたのです。なるほど、補助金はやるけれども、完成というものを考えてみなければならぬでしょう。ことに芝公園なんか、ああいうとんでもないマンモスタワーなんかできて、公園じやなくなつちやつたじやありませんか。

芝公園なんというものは、あれは東京都は、民有地に、資本家に売つてしまつたというのだから、これはどうにもしようがないけれども、資本家なんか公園を売ることができないような立法措置が必要なんです。一方においては、こりやつて公園を作りながら、一方においては伝統ある公園というものを、子供の時分に親しんだ公園というものをどなん資本家に売つてしまつて、そしてああいうような全く、とんでもないようなものもどなん作つてくる。逆行してゐるのです。政治が、一部のそういう事業家がもうけているに過ぎないのです。それならば、それでいいから、かわるべきものをどこに作るかということについて、これ一つ出していただきたいと思ひます。

○秋山長造君 それに関連して、ちよつとお尋ねいたしますが、建設省でやられる児童公園というのは、どの程度の規模のものなんです。何か一つの規格があるのですか。

たとえば厚生省あたりで、児童遊園地というものをすいぶん作つておりますね。あれより規模は大きいと思ひますが、規格といひますか、規模といひますか、それをちよつとお伺ひしたいのです。

○説明員(国宗正義君) 児童公園の規模は、子供が遊びにこれる範囲内のまづ場所を選定いたしました。その中の設備とすれば、すべり台、ぶらんこ等、一応子供の遊戯施設を備えた規模を考へておるわけでございます。

○秋山長造君 広さは、どのくらいですか。

○説明員(国宗正義君) 広さの方は、ちよつと今正確な資料は持つておりませんが、子供の野球ができる程度の大さき、本式の野球ではなくて、子供の軟球の野球ができる程度の広さを一般に考へておるわけでございます。

○秋山長造君 子供の野球といひましても、児童といひましても、十八才以下は、全部児童なんです。十七、八才くらいになつた子供の野球という、相当広くなければならぬし、五つ六つの子供の野球なら狭くていいのです。どのくらいのものを作つておりますか、広さは、野球ができるという抽象的なことではなしに。

○説明員(国宗正義君) 面積を正確に申し上げられないで恐縮ですが、補助金にいたしました三十万から五十万見当でございます。その三倍、百万から百万五万程度の設備費を考へておるわけでございます。

○秋山長造君 そういたしますと、厚生省の児童局あたりでやつておる児童遊園地と、まあ似たり寄つたりのものですね。すべり台とかぶらんこくらいのもので。

私はむしろ、そういう規模のものなら、児童公園というよりなもつともらしい名前でなくとも、厚生省あたりでやつておる児童遊園地というものに、むしろ一本化して、そちらの数をどなんふやしていくということにして、それで建設省のやられる児童公園といふのは、もう少し私は、児童公園といふのは、やつぱり相当もつともらしい名前です。それから、もつと花壇を設けたり木を植へ込んだりして、規模の大きいもので、ほんとうに子供のリクリエーションといひますか、何といひますか、相当数の子供が、かなり伸び伸びと楽しめるといふ規模のものを数は、少々少くともいふから作つていくというところの方が、本筋ではないかという感じを受けるのですが、児童公園といふのは、ぶらんこやすべり台があつて、小さい子供が野球ができるという、特に野球ができるといひても、野球をやられ

ては、野球をやる子供はいでしようけれども、あとの子供は遊ばせませんか。だから、ほんとうは何にもなりはしませんよ。それは、むしろやっぱりその程度のもので、厚生省の方に統一して、そつちにもつと力を入れて、建設省のやられるのは、もつと大規模なもので、数は少くても、大規模なものを作っていかれたらどうですか。その方がよっぽど私はいいと思

○田中一君 秋山君、施行令に、規模がちゃんと書いてある。
○政府委員(美馬都夫君) ただいまの児童公園の關係は、都市公園法の施行令に一応の基準がございまして、それによりまして、「もつぱら児童の利用に供することを目的とする都市公園は、誘致距離の標準を二百五十メートルとして配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘタールを標準として定める」に換算して何十坪になりますか——二百五十坪でございまして、この程度のもの

で、建設省の計画局の關係と厚生省の児童遊園地の關係は、これは、密接に關係した部分がございまして、おつしやるような意見もございまして、何さま公園の予算全額として一億五千万円程度の予算で、全国非常にいろいろ要望がございまして、そういう個所にやつているものでございまして、一地点としては、先ほど申し上げましたように、非常にささやかな、小さなものになる現状でございまして、まあ府県におきまして、あるいは市町村におきまして、これを誘い水といたしまして、相当児童の遊園施設をやりたい

いという希望が多いのでございまして、そこらの点から、御了承願いたいと思ひます。

○秋山長造君 まあ、法律で広さなんか、大体きまつておるようですから、現状としてはやむを得ないかもしれせんね。

ただ、どうですか、今の一億四千万九百万円というものが、一般公園から児童公園、全部含めての金ですから、まあ、地方の要望もあるでしょうけれども、まあ、言つてみれば、これはないよりも、少しでも空地を作つてあつた方がましだろう。道路で遊ぶよりも、空地で遊んだ方がましだろうという程度のものでございまして、今の現状としては、あまりにも遊び場が少いものから、どうなわけに、とにかくないよりましだろうということでおやりになるのですから、それはそれでけつこうだと思ひますけれども、やはり将来の計画としては、どうですか、都市計画なんかの面から、あわせて考えていただかなければならぬと思ひん

これは、次第に人口が都市に集中して、實際東京、大阪というような大都市はもうあつて、地方の都市にしても、これはもう、東京や大阪を小型にしたようなもので、やはり實際、児童公園なんかというものは、ほんとうに教育的に考えても、いろいろな面から考へて必要だと思ひんでは、やはりそうすれば、ほんとうに申しわけ程度の規模のものでなしに、かなり思い切つた、まあ東京でいえば、神宮の公園とか、あるいは日比谷公園あたりとか、皇居前広場とか、あるいは、芝

生も作つてやつたり、それから、もちろんです。台だとか、ぶらんこというやうなもの、これは必要でしょうけれども、ただ子供の野球ができるというやうなことでなしに、もう少し青いものを植へ込んで、いわゆる公園らしいものを子供のために作るというの

は、これはやはり行政の問題だけでなく、一つの大きな政治の問題だと思ひますけれども、そういうことは、今日の児童の社会問題になつておりますが、そういう対策としても、やはり一番必要なことじゃないかと思はれるのですが、ないよりはましだ程度

の、ただちよつとあき地を作つてやるという程度のものでなしに、もう少し積極的な、文字通りの児童公園というやうなものに、建設省は踏み切られたらどうですか。

○政府委員(美馬都夫君) おつしやる通りでありまして、私も、予算の折衝の過程におきましては、もう少し規模の大きい、相当大々的なものを全国的にいろいろ考へておつたのでありますが、残念ながら折衝の過程にお

きましては、まあ前年通りというふうな形になりました、こういう結果に落ちついたのでございまして、私も、こういう規模の小さいさやかなものじゃなくして、おつしやいましたような相当大規模な、根本的なものを今後はずひ考へていきたいという気持は持つておるのでございまして、その点で御了承願ひたいと思ひます。

私はやはり児童公園は、大きい問題だと思ひます。

これは少々、岸さんが演壇から子供に道徳教育を説教したくらいで、これはきき目のあるものではないと思ひます。これは、そういうことよりも、ほんとうに子供がわがわが映る館なんかをうろつかぬでも、やはり青々とした広い場所、日曜あたりには太陽の光を浴びて、ゆつくり楽しめる、それからまた、あつちへ行けば熱帯植物も作つておる、こつちへ行けば、また寒い国の植物も植えてあるというやうなことで、一日弁当持つて、そこで遊んでくれれば、いろいろな植物の知識も得られたり、あるいは動物の知識も得られたりというやうな式のもの、そ

う、一カ所でも何億もかけたいというのではないけれども、最小限度その程度のものでないか、全国に、一ぺんに何カ所もできぬでしょうけれども、やはり年次計画で何カ所かずつでも、全国の主要都市くらいには作つていくということが、最大のやはり児童政策として、私は一番魅力のある政策じゃないかと思ひます。ことは、もう

予算組んで済んだのですから、もう、今さらというわけにもいかぬかもしれぬけれども、今の局長の語によれば、今後は考へたいということですが、これは政府としても、一建設省の問題でなしに、一つの国民に訴へる政策の問題として、来年度あたりから考へられたらどうですか。

遊ぶというやうなほんの小規模のところを考へておるようでございまして、そこで、少し大規模の一般公園というものがつきましては、もちろんこれは、国も考へなくちやありませんまいし、地方公共団体で、相当考へなくちやならぬと思ひますが、ここに予算に計上されておりますが、児童公園というものが、ほんとうの町の小さい公園、朝から子供を連れて一日遊んでくるといふやうな場所ではなくて、ただ近所遊ぶのだというやうな、広場とい

いますか、ほんの同じ町内に小さい公園を持つのだというやうな規模の小公園、児童公園というやうな考え方で立案されておるようでは、いさゝか、今お話のやうな点も、ごもつとでございまして、一ぺん、厚生省との關係もございまして、よく相談いたしまして、再検討いたすようにいたします。

○小山邦太郎君 ただいまの御質問に對しての御答へで、私満足しますが、これは、非常にいいお考へで、一休厚生省にあるのと、こちらとねらいは、どこにどれだけ違いがあるのか。これははつきりさせて、その上こいねがうところは、都市計画の一環としては、どうしても私は、児童遊園地と申しま

すか、公園というのか、こういうものは、もう大規模のものは、少し距離が離れても、いいものを作る。児童の遊び場というものは、やつぱり相当、都市計画の一環としての計画の中に、一つどうしても織り込まなければいかぬというふうな、積極的に考へておかなければならぬ。

このお答えだけにとめないで、十分厚生省と打ち合せをして、そうしてこちらから、別に予算を取るからには、都市計画の一環として恥かしくない対策を一つ繰り込んでいただきたい。私も、全然同感でございます。また強く希望を要する次第です。

○政府委員(徳安實藏君) 御趣旨、よくわかりましたから、再検討いたします。いづれ適當なときに、また御答弁するようにいたします。

○秋山長造君 ちよつとお伺いします。このまわりで、簡単に見に行けるところ、建設省関係の児童公園というのがありますか。

○政府委員(美馬郁夫君) ございませう。

○秋山長造君 どちら辺……。

○政府委員(美馬郁夫君) 都内にもございませう、あとで御連絡いたします。

○政府委員(徳安實藏君) ただいま補助は、公園をこしらへますのに地所を買つたりするよう、そうした費用でなくて、今建設省で対象にしております補助の關係は、施設に対する補助らしいございまして、従つて東京都なら東京都が、大きな公園は別でありますけれども、これをその、近所で、あるいは三カ町とか四カ町とかの間に一カ所くらい遊び場をこしらえてやるというようなことに對する施設費を國の方で補助していくという状態らしいございまして、おそらく東京でも、大阪にいたしまして、相當な町には、小さい遊び場をこしらえてやるというようなことが、最近よくはやつておりますし、また各都市でも、それを盛んに予算を計上してやつておるわけでございます。

ますから、そういう点も、よくならみ合せまして、厚生省との關係もございしますから、検討いたしまして、なるべく御趣旨に沿うような方法を講じたいと考えております。

○村上義一君 ちよつとお尋ねいたしますが、八ページの公園事業費の中で、京都國際文化という項目がありますが、これは会館建設費でございますか。

○政府委員(美馬郁夫君) これは京都に、國際会館を建てる建設費の補助でございます。

○村上義一君 そうすると、三十三年度に補助費が二千万円、事業費として六千万円計上してあるわけですが、これは廃止になったのですか。また途中で中止になったのですか。

○政府委員(徳安實藏君) これは完成いたしましたので、二千万円差し上げただけで打ち切ります。

○村上義一君 完成したのですか。

○政府委員(徳安實藏君) 完成しました。

○田中一君 下水道事業費のうち、地盤沈下七千九百万とありますね。さつき局長は、新潟市の地盤沈下対策のために使つたと言つておりましたが、建設省は單獨で調査した結果の支出なんでしょうか。

それとも、御承知のように、むろん分担の区域は違ひますけれども、運輸省もやつておりますが、全体的な調査の結果、七千九百万という支出を意味するの。一応この結論が出て、これを出そうとするのか。もし結論が出たならば、その結論というものを委員会の方に用ひていただきたいのです。建設省の結論が、総合的な、あそこにも、新潟市にも、市県総合的な対策委員会を持つてやつております。われわれは昨年まで当委員会では、いろいろ運輸省並びにあなたの方にも質問しておるのですけれども、なかなか原因というものはわからぬし、わからぬものだから、対策というものは、なかなか立てにくいといふことをいつておつたのです。

も、新潟市にも、市県総合的な対策委員会を持つてやつております。われわれは昨年まで当委員会では、いろいろ運輸省並びにあなたの方にも質問しておるのですけれども、なかなか原因というものはわからぬし、わからぬものだから、対策というものは、なかなか立てにくいといふことをいつておつたのです。

そこで、七千九百万の予算を計上したといふこと、何かそこに的確な対策というものが確立して、予算を計上したのか。

○政府委員(美馬郁夫君) これは、各省にいろいろ關係がある、建設省で申しますと、河川局の關係、また計画局の關係、あるいは運輸省の港灣等の關係がありまして、この地元におきましても、県を中心としたし、連絡協議会のようなものがございますが、國におきましても、これは経済企画庁が中心となりまして対策協議会というのを置いておりました、そこと連絡をとりながら、各省いろいろ自分の所管の仕事をつ担いたしまして、地元の希望等も勘案しながら、来年度は、この程度の事業をやつていきたい、下水の仕事といつたしましては、ポンプ場と都市下水路の水路をやる、こういう計画になつておりました、現実に、地盤がど

んとどんと沈下しておりました、この原因等につきましては、國におきましても、いろいろ対策を研究しておりますが、しかしそういうのと並行いたしまして、現実の地盤沈下を防ぐために、三十四年度には、ぜひこれだけの事業費をやらなければならぬといふ根拠のもとに、この経費を計上して

○田中一君 私の言っているのは、地盤沈下の対策というものは、地盤沈下していくのだから、下水道その他のものをやつて、また沈下したら、こわして、また下水を作るのかということなんでしょう。

たとは、河川のうち、河川の床が上つてきたといった場合に、工業用水あるいは上水道、いろいろな取り入れ口を作る、ところがまた上つてきたら、また上の方へ作るといふことなのか、それとも根本的な対策が確立して、これで、もう沈下は一応停止するのだ、こうすれば停止するのだ、という、一切の理論的な対策が確立して、その上に立つて、これは、ちよつと三分の一の補助ですから二億三千万という事業ですが、これらのもを出そうとするのか。応急対策として、とりあえずこれを出さうということになったのか。その点は非常に重要な点です。

分的な、あれだけの地域なんですから。どこにどういう、具体的に、たとえば、これは海岸浸食は、ほとんどありませんから、だから、これは信濃川流域に對しての下水道というものを持つことは、これはだめだ、だから、今度はもうよそへ持つていくのだ、つけかえるのだといふことなのか。これは相當な事業です、新潟市の場合、考へてみても、二億三千万という事業は。

その点はどういふつかみ方をしているのです。

○政府委員(徳安實藏君) 数字的なことは、当該局長から御説明申し上げますが、新潟のこの地盤沈下につきましては、すみやかにその原因をきわめて、そうして、ここに原因があるといふことをはつきりさせなければ、國の施策といたしまして、まるでどうぼに追い銭みたいなことばかりやつていぢやないかといふことで、早くその原因を究明したいといふことで、あらゆる總力を結集して努力しておるわけでありまして、甚だしくお聞きなすけれども、ガスが一番大きな原因ではないかといふ説も行われておりますけれども、しかしまだ結論が出ておりません。

しかし、その結論を見ましてから対策を講ずるといふことになりまして、うと、目先に非常な被害をこうむつておるのでありますから、そこで一方の方では、できるだけすみやかに原因を究明して、そうしてその原因を——そういう沈下する原因をなくするように努めることが第一でございますが、それを待つておりましたのでは、地元民が非常に困窮いたしますので、もうこ

れで沈下しないのだというめどは、まだついておりませんけれども、取り急ぎこれだけの施設は、計画局関係でしやりませんという、地元民が、どうにも安心しておれないという現状にかんがみまして、この予算を計上しておるわけでございまして、全くどうほかに追い銭のような形でございすけれども、これは、まあ現実の問題といまして、災害をこうむつております関係から、万やむを得ない処置としてとつておるわけでございまして、できるだけ早くその原因をきわめまして、そうして根本的な対策を立てたいと、一生懸命努力しておる最中でございす、この予算は、以上のような状態でございすので、御了承いただきたいと思ひます。

○田中一君 これは、今調べてみると、運輸省にも、予算として千三百九十一万円の予算を組み、運輸省の方でも、おそろしくここに相当な費用を見ていると思ひます。

そこで、建設省は何をするのかというところを——調査するというだけでは、予算が大き過ぎる。従つて、これは対策として、具体的にどういうことをしようとするのか、これを一つ説明して下さい。

○政府委員(美馬都夫君) これは、実は、ことしの三十三年度の予算費におきまして、非常に沈下が激しいというところで、予備費が、国費にいたしまして、たしか私どもの方の計画局所管として、四千万円ぐらいの予備費がついておるわけでございまして、これに引き継ぎ、三十四年度におきまして、この継続事業をやるのでございまして、やるのは、非常に沈下いたしま

して海水が浸透いたしてきますから、このための排水のためのポンプ場の設置と、それから水路の開き、こういう予定の経費でございす。

○田中一君 それは通産省または運輸省の方等とも、ちゃんと全体の計画として打ち合せの上でやつてゐるのですか。

○政府委員(美馬都夫君) これは、政府部内におきましては、経済企画庁の中に、新潟の地盤対策連絡協議会というのがあるわけでございまして、関係各省が、そこに集まりまして、自分の方の所管の計画予算の計上の問題等、打ち合せてやつております。

○田中一君 いろいろこれは、新潟県並びに市は、それに参画して、了承している事業なんですか。

○政府委員(美馬都夫君) さうでございます。

○内村清次君 この都市計画事業のまあ総括説明からは、予算関係は皆増加しておるようでございす。特にまた、その街路事業費においては、増加しておるようですが、先般、これはもう、さきの委員会で配られました、昭和三十四年度の建設省関係の総予算額ですか、この中に、財源関係の内訳として、街路関係の区画整理事業、これが二億六千八百万円、三十三年度は五億七千七百万円、こういうふうになつておるのですか。

三十四年度には減つておりますので、そういう関係から減つておるのじゃないか、こういうふうな考えが……。

○内村清次君 戦災復興の問題は、先ほど田中君から、いろいろ質問がされましたけれども、まあ私も、その点には事例を一つ持つておりますが、これは別の問題ですから、だんだん質問で、また明らかにしていきまされども、しかし先ほど、局長が説明された街路事業においても、みんな予算が増加しておるのです。これを戦災復興の事業関係を引きながら、少くなくしておるというよりなこと、ただそれだけですか、この問題は……。

○政府委員(美馬都夫君) 五億です……。ただいま、さういふ説明だと思ひますが、いずれまた調べまして、この数字を説明いたしますから……。

○内村清次君 この点を一つ、あとで説明をつけ加えて下さい。内容が、ちよつとわかりませんから……。

○政府委員(美馬都夫君) はい。

○内村清次君 それから政務次官にお尋ねいたしますが、下水道の緊急五カ年整備計画というのは、できておりますか。

○政府委員(徳安實蔵君) 一応五カ年で千五百億円という目標を掲げまして、案だけはできておるわけでございす。その案に基きまして、緊急度の強いものから、今年は予算を計上しておるわけでございす。

○内村清次君 下水道関係が、今回は約五億九千万円だけは増加しておるわけですね。しかしこの伸びというものが、全体的な財源関係から考えてみると、どうも私たちは、少いと思つてい

そこでそのうちに、ただいま言われた総事業費が千五百億と、さうして建設省関係の総事業費が千三百億ですか、そのうちに、国費として二百八十億を充当する。そこで私は、その計画を立て方としてまだ明示されておられませんから、正確なものが……。意見めいたことは差し控えますけれども、さうすると、一体この建設省関係の総事業費として千三百億のうち、国費が二百八十億と云へば、あとはみな紀債に依存するわけでしょう。さうです、ね、さうすると、紀債が八二〇の割、二六計の立て方というものは、私は地方公共団体というものが好きかどうかという問題が、一つあると思ひます。ね、その点、どうお考えですか。

○政府委員(徳安實蔵君) ただいまの御趣旨、さういふことだと思ひますが、これは、いろいろ理由があるように思ひます。それは、それから普通の地方の事業とは違ひまして、下水につきましましては、要するに上水道と同じように、料金を徴収し得るような制度もございまして、相当起債により、あるいは市町村の財源によつてまかなひましても、特別会計その他の方法によつて収支の償うような計算はついておるようでありま

すから、従つて大幅な補助を与えていないことは、まことに残念だと思ひますけれども、大体建前は、さういふふうになつておるようであります。

それで、予算の内容につきましての詳しいことは、局長から説明いたしますからお聞き取り願ひたいと思ひます。

○政府委員(美馬都夫君) この下水の財源の問題でございす、この下水

の財源といたしましては、国庫補助と紀債だけではなくして、やはり一般私費というのを相当計上していきまされど、なかなか事業の財源として補助と紀債だけでは無理でありますから、私どもの緊急整備計画におきましても、国費と紀債のほかに、一般私費を相当程度つぎ込んでおります。この三十三年度の実績等は二十ページに、ただいま説明申し上げたところとございす、この二十ページの数字で申しまして、三十三年度の実績といたしましては、補助金が八億五千万円のはかに、紀債が三十五億、それから地方単独のが三十一億ございす、この三十一億は、これは一般私費、この中には都市計画税から同額のとか、あるいは使用料等を回し込んでゐるところもございす、さういふ一般私費が相当程度計上されることになつております。

○内村清次君 この問題は、たとえば一般私費の問題にしまして、最近下水道法が制定せられてから、各都市の地方公共団体は、条例を作つてゐるようです。しかしその点は、あなたの方の方針が、大蔵省自体の強い方針が知りませんけれども、これも、非常にまだ問題があるのです。というのは、全体的に、この下水道というものは、おきています。しかもまた、おきてゐるの、地域的に非常に何というか施設の差があるようです。

特に私たちは、これは都市の形態としては、下水道も並行して完備していかなくちゃいけない。さうして住民の文化的な生活をするために、またこれは公衆衛生の問題からも、さう論ぜられていきますが、非常に都市について差

異があるのです。ただ、私が政務次官にお尋ねすることは、今回の政府の予算でも、建設省関係の予算でも、一体道路予算というものが相当伸びていることは事実ですね。そうすると、やはり舗装の進捗も高くなつてきているようにですね。こうやつたものと、やはり下水道の施設というものが並行していかなくちや、また掘り返し掘り返しというようないふことに幹線下水道がなつていけば、これは街路の交通というものは、非常に困る問題です。そういうことは、舗装の伸びと並行して、下水道の完備というものがなされておらないのです。

○政府委員(徳安實蔵君) ただいまのお説の通りで、各方面に現われておりまして、各方面から、非常に非難を受けているわけですが、今年度の予算の策定に当りましては、そういう道路の舗装の伸びに就いて、もう一方——計画局と道路局と話し合つて、そして将来下水道を作り出す場所には、もう掘り返さなくても、先に下水をしてから、すぐ舗装をやる、あるいは将来下水をするところには、舗装を先行して、下水を先にしよとかというような工合に話し合つてやるという工合に、今調整をとつておりますが、そういうした伸びを勘案して、来年度には下水道関係の補助金も相当に伸びを見えるような状態でございますから、なるべく将来は、そういう面につきましては、非難のないような策定をいたしたいと考えております。十分、これは注意するように、大臣からも各局に注意をしますし、各

府県にも、その旨を十二分に話してございまして、なるべくそういうした非難のないような処置をとりたいと考えております。

○内村清次君 ところで、私は資料を要求したいのですが、どうも、私が先ほど言つた各都市関係の、たとえば需要に對しまして、予算の配賦というものが、これはまあ起債にいたしましたも、補助率にいたしまして、どうも、何といふか、片寄り過ぎてはおらぬかという感じを受けるのですから、そういうたやはり需要関係、予算要求関係一つ都市別に、これはまあブロック別でもいいんですから、ちよつと見せていただきたいと思います。

それから政務次官に、特に、このまだ緊急五カ年計画というものが明確になつておらないというお話ですが、そのときに、やはりただいま申しましたようなことを十分勘案して早く作つて、地方関係の都市建設に對して計画が立てられるような方法をとつていただきたいと思つておられます。

○政府委員(徳安實蔵君) ただいまのお説は、私もよく承知いたしておりますし、また、ごもっともだと思つておられます。この一千五百億の五カ年計画につきましては、予算の要求のときに、その案を立てまして大蔵省と折衝したのでありますが、三十四年度におきましては、こちらの方の要求通りに通らなかつたわけでございますので、従つてこの予算をもつて、五カ年計画とマッチしておるかと言われれば、それも参らぬかと思つておられますが、なるべくこの計画を来年度からも、あるいはその次の年度からも、実現に移すように努力いたしたいと考えており

まして、それには、道路の方の關係と計画の方の關係とは、相当調整をとつて立案いたしておりますので、後刻また、資料等によりまして、御説明申し上げます。

○内村清次君 下水道法の施行期日とか、政令は、どういふふうな状態になつておりますか。

○政府委員(美馬都夫君) 法律は公布になつておりますが、ただ政令關係で、関係各省といふやうなやつておまして、実は、一番問題になつておまして、水質基準の關係が、今度の水質汚濁防止法との關係の基準と関連を持たす必要がありまして、その關係で、今調整をやつておりますが、できるだけ早い機会に、政令を制定したいと、こゝういふふうに考えております。

○委員(長(早川慎一君) 計画局關係の審議は、この程度にいたしまして、暫時休憩をいたしたいと思います。

午後零時十五分休憩

午後二時六分開會

○委員(長(早川慎一君) 午前に引き続き委員会を再開いたします。

まず住宅局長から住宅關係の予算に關しまして御説明をお願いします。

○政府委員(岡田治君) 住宅局關係の三十四年度の予算につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付してございます横とじの長い表になつておるのがございまして、その資料に基づきまして御説明申し上げます。公営住宅でございまして、三十四年度は四万九千五百戸でございまして、予算総額は百十六億一千八百万円でございます。ここに百十五戸という端数の戸数がついてございまして、これは三十三年度にも四万七千七百九十三戸といふふうに端数がついてございまして、この端数は災害公営住宅關係でございまして、従いまして災害公営住宅を除きます一般公営住宅にいたしますと、三十三年度に對しまして二千戸の増でございます。予算額はいづれも国庫補助金でございまして、総額におきまして公営住宅におきまして九億九千九百万ほど増加になつておるわけでございます。

次は公庫住宅でございますが、三十三年度は九万二千戸でございまして、三十四年度は十萬二千戸、一万戸戸数におきまして増加してございまして、予算総額は三百三十億でございます。三十三年度に對比いたしますと五十七億の増でございます。内訳は政府の出資金が四十五億で、三十三年度に比しまして二十億増でございます。政府の低利資金が二百八十五億、三十三年度に對しまして、三十七億の増でございます。

次は公団住宅でございますが、戸数は三十三年度と同様三萬戸でございまして、予算総額は三百五十二億でございます。三十三年度に對比しまして四十億の増でございます。内訳を申し上げますと、政府の出資金におきまして三十三年度に對しまして三十八億ふえまして七十五億でございます。政府の低利資金は三十三年度に照らしまして九十八億の減でございます。七十七億、民間の借入れは三十三年度に比しまして百億増となつてございまして、そこで、この公団住宅の資金でございますが、民間の借入金も百億ほどふえてございまして、政府の出資金が先ほど述べましたように三十八億もふえてございまして、資金構成等においては影響がなくなつておるわけでございます。

次は不良住宅地区改良の清掃費としまして千四百万円、千戸分の建物を買収し除却するといふ清掃費でございますが、これが千四百万円計上されておるわけでございます。

次は防火帯でございますが、防火帯は三十三年度と同様一億でございます。延長五キロメートルの防火帯を造成してといふ数字でございます。

以上で、住宅局關係の予算としましては、総額七百九十九億三千二百万円でございます。三十三年度に對比しますと百六億七千三百萬円の増となつておるわけでございます。

次は二階の三十四年度における政府計画住宅の建設計画でございますが、公営住宅におきましては総計四万九千戸でございまして、三十三年度に對比しまして二千戸の増になつておるわけでございます。内訳は二分の一の国庫補助による第一種公営住宅が九百戸増、三分の二のより低額者に供給する第二種住宅が千八百戸増でございます。

次は公庫住宅でございますが、個人住宅におきまして三千八百戸増でございます。分譲住宅は三十三年度に對比しまして七百戸減でございます。産業労働者用の住宅は一千戸ふえてございまして、中高層耐火建築物に對する融資でございますが、これが住宅の戸数にしまして七百戸ふえておられます。それから増築は三萬戸でございまして、三十三年度に對比しまして五千戸増でございます。合せて、住宅金融公庫の戸数は一萬戸増となつておるわけでございます。

でございます。資金構成等においては影響がなくなつておるわけでございます。

次は不良住宅地区改良の清掃費としまして千四百万円、千戸分の建物を買収し除却するといふ清掃費でございますが、これが千四百万円計上されておるわけでございます。

次は防火帯でございますが、防火帯は三十三年度と同様一億でございます。延長五キロメートルの防火帯を造成してといふ数字でございます。

以上で、住宅局關係の予算としましては、総額七百九十九億三千二百万円でございます。三十三年度に對比しますと百六億七千三百萬円の増となつておるわけでございます。

公団住宅におきましては、三十三年
度と同様貸賃が二万戸、分譲が一万戸
でございまして合計三万戸でございま
す。以上合計しまして、三十四年度に
おける建設関係の政府計画住宅は十
八万一千戸でございまして、三十三年
度に対比しまして一万二千戸の増とな
るわけでございまして、このほかに厚生
年金やその他、他の省の所管する政府
計画住宅がございまして、それが三十三年
度と同様三万戸でございまして、合
まして三十四年度の政府計画住宅は二
十一万一千戸、三十三年度の十九万九
千戸に対比しまして一万二千戸の増と
相なるわけでございまして。

その次は三十四年度の公営住宅の事
業計画でございまして、三十四年度に
おきましては、一般の公営住宅は四万
九千戸でございまして、これを内地と
北海道に分けますと内地が四万五千二
百五十戸、北海道が三千七百五十戸で
ございまして、この内地と北海道の分け
方でございまして、これは大体北海道
の従来戸数比が七％になつておりま
すので、そのような比率でとつてある
わけでございまして。

それで各構造別、種別ごとの戸数は
一覧表に書いてございまして、読み
上げることは省略いたしますが、第一
種と第二種の、二分の一の補助のもの
と三分の二の国庫補助のものとの割合
でございまして、これは三十三年度の
第一種、第二種の戸数の割合と同じ比
率で配分したものでございまして、大
体全体に占めております三分の二の国
庫補助の二種の割合は五七・三％で
ございまして。

それから特に三十四年度におきまし

て、三十三年度に対比しまして意を用
いてございまして、第一種公営住宅
で中層耐火構造に、小家族向きとい
うのが六百五十戸あつたわけでござい
ます。それから、同じように、第二種で
簡易耐火構造の平家建に、同じく小家
族向きといふのが千五百戸あつたわけ
でございまして、坪数はそこに書いて
ございまして、中層耐火の小家族
向きは八坪、簡易平家の第二種の小家
族向きにおいては六坪でございまして
が、いずれも入居世帯の占有面積は同
じように六坪程度でございまして、こ
れを間取りに直しますと、六畳一間に
便所、炊事場といふふうな施設がつい
た建物でございまして、非常に狭小な住
宅でございまして、三十四年度にお
きましては、今回これらの狭過ぎる住
宅は解消しようといふので、質の向上
のために、これらの戸数は全部普通の
規格の十二坪なり八坪の規格のものに
直したわけでございまして。

それから公営住宅の不燃率の問題で
ございまして、不燃率は五〇・四％で
ございまして、三十三年度同様でござ
いまして、それから宅地の取得難、また
市街地の高度利用といふような点に特
に重点を置きまして、三十四年度と三
十三年度におきまして対比いたします
と、中層耐火構造の戸数でございま
す、三十四年度におきましては、第一
種の三千戸と第二種の二千四百六十戸
と合算しまして五千四百六十戸でござ
いまして、三十三年度の中層耐火構造
のもの、第一種、第二種合算しまして四
千五百戸でございまして、九百六十
戸ほど中層耐火構造をふやしたわけで
ございまして。

建築等の単価は据え置きでございま
す、用地等につきましては一五％の増
を見たわけでございまして。

次に住宅金融公庫の事業計画でござ
いまして、御承知のように、住宅金融
公庫は、先ほど申し上げましたような
住宅の建設のための融資を行うほか
に、なお住宅用地の取得及び造成、そ
れから災害による被害住宅の建設や修
繕、並びに地すべり防止区域内におけ
る住宅の移築等に対する資金の貸付を
行うのであります、そのほかに住宅
融資の保険に基いて、住宅融資の保険
を行なつてございまして。

そこで三十四年度と三十三年度の予
算で対比いたしますと、特に意を用い
た点につきまして御説明申し上げます
と、個人、組合住宅の一番上のところ
でございまして、三十四年度におきま
しては、一戸当りの坪数を十四坪に引
き上げてございまして、三十三年度にお
きましては十二坪と十五坪のものがま
ざつておりまして、平均しまして坪数
は十三坪台であつたわけでございま
す、それを十四坪に引き上げてまして規
模の向上をはかつたわけでございませ
う。

次に賃貸住宅のところでございます
が、共同住宅の下に簡易耐火という欄
がございまして、貸付戸数一千戸とい
う欄がございまして、これは三十三年
度にはなかつたものでございまして、
三十四年度に始まつて簡易耐火構造の
賃貸住宅を一千戸計上したわけでござ
いまして、これは簡易耐火構造の賃貸住
宅でございまして、従来の中層耐火構
造のよりも家賃が低額になりますので、
中堅階層に対する戸数を増加する
という意味で一千戸ふやしたわけでご
ざいまして。

次に中高層耐火建築物の融資の欄で
ございまして、既成市街地の高度利用
をはかりましたために、三十四年度は三
十三年度に比しまして、住宅戸数を七
百戸ふやしまして六千七百戸としたし
たわけでございまして。

なおいわゆるげたばきといふ、げた
に当たるところの店舗等の施設の面積で
ございまして、これも五万二千五百坪
というように拡大したわけでございま
す。

なおその次の欄の増築でございませ
う、増築は二万五千を三万戸に、五千
戸ふやしたわけでございまして、これ
を増築の需要にかんがみまして、これ
を五千戸ふやしたわけでございませ
う。

それから宅地のところでございませ
う、住宅建設の隘路として宅地事情が
非常に大きな障害になつておりますの
で、低廉な宅地を提供するための宅地
造成につきまして、三十四年度におき
ましては用地取得が四十五万坪とい
うに、三十三年度の三倍ほどに引き
上げたわけでございまして、なおこれを
造成していく費用の方も、十五万坪を
三十一万坪というように、約二倍に引
き上げたわけでございませう。

なおお手元に配付してあります表の
備考のところ、所要資金の欄がござ
いまして、それを簡単に御説明申し上
げますと、三十四年度におきまして、
ここに掲げてありますような新規の事
業を完遂いたしますのは、三百八十
億円の金が必要でございまして、
そのうち三十四年度内に実際の支出が
要るのは約六〇％と押さへまして二百二
十八億円、なお同じような意味で、前
年度から残りが繰り越されてきており
ます金が百五十一億、合せて三百七十

九億円の所要資金が必要でございま
すが、自己資金が四十九億円ござい
ますので、差し引き三百三十億円の予
算が計上されておれば足りるというわ
けでございまして、これはその下の欄
に、昭和三十三年度の充当率が五七％
というように書いた欄がございませ
う、この充当率を六〇％に引き上げた
わけでございまして、事業の進捗状況が
改善されて参りましたので、充当率を
引き上げたというわけでございませ
う。

次は三十四年度の日本住宅公団の事
業計画でございまして、戸数、坪数等は三
十三年度と同様でございまして、賃貸
住宅は規模の十四坪のもの二万、分譲
住宅は同じく十四坪のもの一万という
計画でございまして、三十三年度と対比
しまして特に重点的に増額されている
ところを申し上げますと、宅地造成事
業でございまして十九億計上してござ
いまして、これは三十三年度のところで
三十五億計上されてございまして、
そのうち二十億といふのは三十二
年度における債務負担額を含んだもの
でございまして、それを差し引きます
と、十五億から十九億というように宅
地造成事業におきまして四億円の増
の事業増になつておるわけでございま
す。

次の次年度以降用地費でございま
すが、公団の住宅の建設が円滑に進捗い
たしますように土地を先買いしておく
分でございまして、従来三十三年度ま
でこの次年度以降用地費といふのは計
上されておらなかつたわけでございま
すが、宅地事情がいよいよ深刻になつ
て参りますので、どうしても先買いを
して手当てしておくということが建設
の進捗上必要でございまして、これ

を十一億計上したわけでございます。

その次は市街地の施設等でございますが、これは先ほどの住宅金融公庫の場合、中高層の場合の店舗以外の施設部分の面積と同じような、つまり市街地に、もっと便利な場所に公園住宅を建設する、その場合に下の方の一階二階等を住宅以外の商業用等の施設に使わなければなりませんので、このげたに關する額でございますが、これを十五億というように増額しておるわけでございます。詳しく申し上げますと、この十五億のうち学校施設等が二億五千万円でございます、今言ったような純粹の住宅關係の施設としましては十二億五千万円でございます。で、三十三年度に対比いたしますと、一・七倍の施設等の面積がふえることに相なるわけでございます。こういふように都市の市街地を再開する、既設の市街地の宅地の高度利用をはかつていくというふうな観点から、市街地施設をふやしたわけでございます。

なお公園の予算の準備でございますが、建築費等におきましては公営住宅等と同様でございます、三十三年度と同じようでございますが、用地費におきましては、賃貸住宅の用地につきまして一〇％増額してございます。

最後は、三十四年度の公営、公庫、公団住宅の平均規模、不燃率及び中高層率等の一覧表でございます。そこにごらんになりますように、公営住宅におきましては平均坪数が九・二から九・四、〇・二坪ほどふえてございす。同じように公庫住宅におきましても一三・四坪から一三・八坪、〇・四坪ほどふえるのでございます。公団は三十三年度と同様でございます。不燃

率、中高層率等におきましては、公営は不燃率は三十三年度と同様でございます。中高層率、つまり三階建以上の戸数の全体に対する割合でございますが、これは九・六から一・一・一というように公営では若干引き上げてございす。なお公庫におきましては、多少数字が落ちておりますけれども、政府計画住宅としまして全体をながめますと、平均規模において若干引き上げられた、不燃率、中高層率等におきましてはほぼ昨年と同様であるという結果に相なるわけでございます。

簡単に申し上げますけれども住宅局關係の説明は以上の通りでございます。○委員長(早川慎一君) 今の説明に対して御質問のある方は順次御発言願います。

○内村清次君 この住宅建設の五カ年計画はできておりますか。

○政府委員(神田治君) 三十四年度の計画も大体従来から、三十二年度から五カ年間でおおむね住宅事情は安定させよう、という基本方針に基づきまして策定されたものでございます。

○内村清次君 その内容はどうですか。この点は委員会に一つ総括質問のときまでに出してくれませんか、内容を。

○政府委員(神田治君) 五カ年計画の大体の構想は、三十二年度を起点といたしまして五カ年間で、大よそ安定できるようなところまで持っていこうというので、三十二年に政府計画住宅が十九万九千戸、その後は国民の所得の増に應じまして漸増して、三十六年度の事業を終えれば若干不足戸数は残っておりますけれども、大よそ大体の住宅難といえますか、不足戸数の解消はでき

るのではないかと、というふうな大ざっぱな立て方になっておりまして、三十三年度、三十四年度、三十五年度、三十六年度におのおの何戸建設するかという、そういう細目の五カ年計画といふものはオーソライズされてはおらないわけでございます。

○内村清次君 そうしますと、あなたの方では公営住宅の建設の三カ年計画というものがあられるでしょう、ありますか。

○政府委員(神田治君) 公営住宅は公営住宅法によりまして三カ年計画がございす。それで三十四年度は第三期三カ年計画の二年度に當るわけでございす。

○内村清次君 そこでこの五カ年後においては、三十二年から五カ年後、三十六年になりますね、その間には大体住宅事情というものは安定するという基本計画ですね、五カ年の基本計画、それと公営住宅の三カ年計画というものはどういふ関連性がありますか。

○政府委員(神田治君) 公営住宅の三カ年計画も、大よその住宅の安定をはかるという意味で、その線に沿って十五万七千戸という三カ年計画が立てられておるわけでございます。

○内村清次君 そうしますと、この公営住宅の建設予定といたしましてです、三十三年度は四万七千戸、三十四年度は四万九千戸、そうすると、三十五年で、これはもう三カ年計画の一番終りですね、終りには六万一千戸建てなくちゃならぬが、これはどうですか、見通しありますか。

○政府委員(神田治君) 公営住宅の三カ年計画でございますが、第一期、第二期の計画におきましては百パーセン

ト達成すべく努力いたしたわけでございますが、残念ながら財政上等の理由もございまして、実際の成績の達成率は第一期が六九％、第二期が九二％というところに相なっておりますわけでございす。で第三期公営住宅建設の三カ年計画につきましては、第一期、第二期の公営住宅建設三カ年計画に引き続きまして、百パーセント完成を目途として鋭意努力するという考えでございます。

○内村清次君 まずその鋭意努力というのがどうもね、いつもあなたの方で計画は出すのだけれども、最後の年になつてくるとふん詰まりで、これはとにかく今の予算も、御説明によるとみんな三十三年度に対しては三十四年度は増だと、確かにこれは増加しているのは事実です。事実ですけれどもこの伸びから考えていきますと、三十五年度にはとも六万一千戸という公営住宅が建つかどうかという事は、私たちは信用なりませんね。そうしてきますと、全体の住宅建設五カ年計画といふものも今数字も分明しないけれども、五カ年後には住宅というものは一応安定するのだという考え方は、私たちが、もう少し政府は、ほんとうに政治の面から考えてもらわなければ、この住宅不足の場合において安心感……計画性というものがずさんじゃないかという感じがしますがね。これはまあ大臣にもお尋ねしますけれども、あなたの実際の事務当局としてそうお感じにはなりませんかね。

○政府委員(神田治君) 五カ年間で住宅事情をおおむね安定させるというところになっておりまして、それでは大体その見込みがどうかということござ

いますと、三十二年度におきましては政府計画住宅が十九万九千戸、なお民間の自力による建設が約三十万戸、合せて五十万を計画したわけでございす。それで自後国民経済の伸びに應じて住宅建設を増加させていくというところになっておるわけでございす、三十三年度におきまして、政府計画住宅は前年度通り十九万九千戸にとどまりましたけれども、民間自力建設は約三十二万戸でございます、五十二万戸の建設が見込まれるわけでございまして、なお三十四年度におきましては、政府計画住宅を二十一万一千戸にふやしてございすので、民間の自力建設とあわせて考えますと、三十四年度間に約五十六万戸の建設が予定されるわけでございす。従いましてこの計画通りに住宅建設が進捗いたしますと三十五年の四月一日現在の住宅不足は新規需要増を差し引きますと、約百四十万戸の住宅不足戸数が推定されるわけでございす、他方三十五年度、三十六年度の両年度におきまして、現在の建設の伸び等から考えますと、六十万戸近くの建設が見込まれますので、若干の恒常需要等の不足は残りますが、おおむね不足戸数は解消されるのではないかと、いうように考えておるわけでございす。なおしかし、この住宅難が漸次緩和する過程におきまして、国民生活の向上に伴って住宅難そのものの様相も漸次変わつてきておるわけでございす。たとえば現在不足戸数の要因に上つております狭小、過密住宅という問題にしましても、九畳未満の家で、かつ一人当り二・五畳未満という水準でございすので、戦前に比べてはまだ低く低いもので

でございます。戸数的に一応充足いたしまして、住宅事情は必ずしも十分な水準に安定したと考えることは適当でないかと考えておるわけでございまして。で、これらの問題点につきまして、昨年十月一日に行いました住宅調査の結果が本年の六、七月ごろになりまして集計が終つて参りますので、これらの調査を基礎として十分な検討を行いたいというように考えておるわけでございます。

○内村清次君 たとえば民間の造成します住宅ですね、三十四年度は三十五万戸ですか、あなたの方の見積りは、そうすると、これが三十二年あたりから、政府はやはり民間の造成の住宅をお考へになつておる、加えておられますね。そうしておられますが、これはその年度別に一つ御説明願ひたいのだけれどもね。民間に相談することではなくて、民間で建てておるこの住宅戸数はどういふ御判定をなさつておるか、どういふ方法によつてそれを統計出して、確かにこれは百パーセント以上だといふような見通しをしておられるかどうかですね。この点一つお伺ひしたいのです。

○政府委員(神田治君) 民間自力建設の建設戸数の推定につきましては、建築の動態統計がございまして、それで全国における着工する住宅戸数を統計にとつておるわけでございまして。そのうちから政府計画住宅等を差し引きまして、残りが民間自力建設の住宅といふことに相なつておるわけでございまして。

○内村清次君 その累計と実際に完成したあなたの統計を、一つ戸数をお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(神田治君) ただいま手元に資料がございせんので、いずれ早急に資料を整へましてお届けいたしませう。

○内村清次君 この点、総括質問の口まで一つ作つてやつて下さい。

それから宅地造成の問題でそれども、ただいまの御説明では、一〇%ないし一五%の増をみてやつておられる。これもやはり、たとえば自力建設にいたしまして、政府、公団が建てるにいたしまして、一つの住宅建設の隘路になつておる。これは相当ひどい私は将来隘路になつていく問題だと考へておるんです。だからして、果してこの御計画通り進むか——この面からでも私は御計画通り進んでいくかといふことを危惧いたしておりますが、この問題に対する見通しについては、政務次官はどう考へていらつしやいますか。

○政府委員(徳安實蔵君) 宅地造成につきましては、かねがねいろいろな施策を考へておるわけでございまして、現在の情勢ではなかなか思ふようになりませんので非常に困つておりますけれども、しかし政府の施策を相当強化すること、それからこれに携わつております公団等につきまして、非常に奮勵をいたしながら努力しておるわけなんですけれども、東京で申しますと、旧市内等につきまして宅地造成は非常に困難が伴いますので、やはり郊外地帯におきまして相当な団地を作つて、そうしてそこで宅地造成の実績を上げたいといふような考へ方から、いろいろの調査を行なつておるような次第でございまして、その他の詳細な数字につきましては、局長から説明するようになりますが、努力はいたしておるんですけれども、なかなか旧市内の方では困難だろうといふことでございます。

○政府委員(神田治君) 宅地造成につきましては、先ほど申し上げましたように、住宅金融公庫の宅地造成におきましては、面積を三十三年度に比べまして三倍の四十五万坪といふように事業量を拡大したわけでございまして。なお公団におきまして宅地造成でございまして、第一期事業の三百万坪を完成しまして、第二期事業につきましては、従来実施しておりました二百二十五万坪の事業に引き続きまして実施しまして、新たに七十五万坪の造成に着手する計画でございまして。このほか工業用地造成事業及び水面埋立事業等につきましても、引き続きその進捗をはかる計画でございまして。

なおお尋ねの件は、用地の値上りをどういふように調整するかという点からと察するわけでございまして、一応用地の値上りがある程度調整いたしますのは、どうしても安い土地を造成して、これを需要者に与えるということが一つでございまして。なお用地の使い方は、たとえば既設旧市街地等における休閑地等でございますが、こういうもので、住宅適地のものはできるだけそれを住宅用地に使つていくと、なおその建て方は、なるだけ宅地を高度利用できるように構造形式のものを使つていくといふようなことで、一方に安い単価の宅地を供給するとともに、他面住宅建設する構造形式等も、都市計画的に考へましても、合理的な構造形式のものを多く採用して

くことによつて、この住宅五カ年計画を完遂していきたいというように考へておるわけでございまして。

○内村清次君 この宅地問題はこれはまた政治的な問題もありますから、大臣の方に総括質問としてもお尋ねしたいと思つておりますけれども、問題は、先ほど言ひましたように、公団にいたしまして、公庫住宅にいたしまして、宅地の値上り分もやはり一〇%ないし一五%を見ていかなくちゃならぬといふような御計画であります。これが家賃に一体どう響いていくかといふ問題がこれが一つ。同時に、私は自己建設の場合には一〇%、一五%じゃないと思つたのです。問題は、この宅地の高騰といふものは、これはもう税金面でもわかつておりますように、評価価格からいたしまして、あれは数年の間に倍以上になつておるのですからね。そうしてきますと、あなたの方は、自己建設がどこに障害があるかという点も十分おわかりのはずだと私は思つておるのです。これでどうなつて行き詰まるか。しかしやはり人間ですから、人間社会においては、住宅は建てなくちゃならぬという意欲は、これはもうだれしもが一人残らず意欲はありますから、建てていくでせう。建てていくでせうけれども、やはりそこに数に於いてどこかに障害があると私たちが見ておるのです。だからして当面これは一体どういふふうにして、この空地の値上りといふものを防止していくか。そうすると、あなたの方では、たとえば都会から離れた所に宅地を求めてそれを開拓していく、そうして、それで私たちがどうも十分

な対策ではないと思ひますね。そうお考へになりませんか、どうですか。これは政務次官でもどちらでも。

○政府委員(徳安實蔵君) いろいろ御指摘がございまして、これはちよつとさかのぼつて御説明したいと思ひますが、住宅建設に対する計画性について御質問がございまして、いづれこれは数字をもつてあとから資料を差し上げながら説明すると思ひますけれども、私どもの計画はそう簡単でないといふことだけは、過去の実績におきましてこれは証明していただけたと思ひます。三十三年度に計画いたしましたときに、大体不足が二百七十二万戸あるという調査に基づいて、その後自然的にどうしても需要のふえる数といふものを約九十万戸ぐらい加へまして、そうしてそれを年度割りにして五カ年ぐらいでやつていくといふ考へ方で計画したわけでございまして、ちよつと本年度末の住宅不足といふものをいろいろの数字から算定いたしますと、これまで建つたものと先ほど申し上げました数字と差し引きますと、約百七十万戸ぐらい不足するといふような数字が出ておるわけでござい

ます。これをあとに残つた年に、三カ年に割つて建設するといふことになるわけであります。政府の方の建てるものは大体予算に、はつきりしておるわけでございまして、先ほどお話しになりました民間側の方はどうかという御懸念があつたようでございまして。これはもちろん何人も、その点につきましては懸念するところでございますが、この計画を立てましてからの諸統計を全部比較検討いたしますと、大体民間の自力建設住宅というものは、政府が

考えておりますような数字、建設された住宅と政府の建てたものと合計して差し引きしますと、大体その数字に匹敵いたしておりますので、三十二年度も三十三年度も、民間自力住宅建設というものにつきましては、あまり見込み違いはないというように、ただいまのところでは考えておるわけでありまして、この見込み違いさえありませんでしたら、大体この計画は最初計画いたしましたように実現できるものと考えまして、そうしてまあ年次割りをこしらえて進んでおるような状態でございますが、それ以上のこととはあつかひまた数字をもつて御説明申し上げたいと思います。

宅地の問題につきましては、私も実際問題として頭を悩ましておりまして、何とかして安いもので提供できるようなことについていろいろ考えておるわけでございますけれども、しかしこれはなかなか重要な問題でございます。と同時に重大な問題でありまして、今の法律だけではそう簡単に中心部等宅地を造成することは困難だと考えられますので、立体的な建物をできるだけたくさんこしらえまして、そうして余った土地を有効に利用するというような勧奨もやたらどうかというところで、そうした方面にも公庫も公団も一応話を進めておるようでございますが、なかなか中心部におけるところの商店街や住宅街というものは、いろいろな過去における関係がありまして、土地に対する執着が非常に強いために、総合した大きなビルのようなものを建てるということにつきましては、一人や二人が反対いたしますと、多数の者が賛成いたしましてもどうしても

実現できないというところから、もし強い法律でもできまして、そうしてこしらえた商店街でありますとか、あるいは裏の方に建てております住宅街でも一本に固めて、高層建築ができるような法が立ちますならば、中心部における宅地もある程度まで解決するのではないかと思います、今の場合はそれがなかなか困難であります。

それから、建つていなくてほうりっぱなしの宅地もたくさんございまして、一体これをどうするかというようなことがときどき問題になるのであります。これももしかし今の法律の制度では、建てないからといって政府の方で取り上げるわけにも参りませんし、命令を出して建てろというわけにも参らないのでございまして、その間にいろいろ問題があるわけでありまして、私もこれに悩んでおるわけでございますが、ほんとうにそうしたほうりっぱなしになっておる住宅はたくさんあります。地、値上りを考えて、住宅を建てずに野放しになっておるというような宅地も相当ございまして、それからほとんど中心部にも一階建てのものがたくさんございまして、これを立体的な高層建築にしますれば、宅地も相当余剰が生ずるんじゃないかという所もあるものでございまして、そういう問題も解決いたしますためには、やっぱり法的処置を講じなくちゃならない、こういうことで、部内ではたまたまそういう問題についても検討はいたしております。いたしておりますが、なかなか法律問題や憲法問題等ともからみまして、容易にその結論を得ない状態でございます。幸いにして、委員各位におかれまして、こうした問題

に一つ御協力を賜わりました、さらにいい知恵がございましたら一つ私どもに教えていただきまして、そうして何とかこの宅地問題を解決いたしたいものと苦慮いたしておるような現状でございます。

○内村清次君 きよりの十時のNHKのラジオで住宅問題を放送しておったのです。その放送の数字をちょっと私こちらへ来てがけましたから書いて置きましたが、二百六万戸の不足住宅がある。そうして政府資金は三〇％自己建設で民間資金約七〇％、だからとうてい不足住宅の解消というものはむずかしいというふうな放送をやっておったが、この数字は私相当違っておるだろうと思うのです。しかし、そうやってやはり民間の人たちも、政府をこれは攻撃しようというのかどうか知りませんよ、私は、そうじゃない、そういう意味じゃないだろうと思うけれども、とにかく住宅難であるという現状を放送しておるのです。そうすると、私は先ほど資料の提出をお願いしたように、この委員会は権威ある委員会といましては、数字によつて今後論じていきたいと思っておりますから、三カ年計画の見直し、それから五カ年計画の見直しですね、ただいま政務次官も御説明になりましたけれども、その点も一つ出していただきまして、十二日の日に二十十分論議したいと思っております。

そこで、この不良住宅地区の清掃費ですね、これが三十四年度の新規として千四百万円出してあります。これは取りこわしをするだけの費用ですか、あるいはその取りこわしに対して補償をするというふうなことでですか。

○政府委員(神田治君) 不良住宅地区改良関係の一千戸の清掃費につきましては、買収費と除却する費用が千戸分としてそこに千四百円組んでおるわけでございます。それで建てかえる費用はどうかということになります。

これは第二種公営住宅の、その土地にあつた形のもの、場所が中心部であれば中層耐火構造というふうなものを建てるわけでございます。で、組んでございまして清掃費は買収費と除却費だけでございまして。

○内村清次君 それから公団の自己資金として三十五億と予算説明の中に書いてありますね、これはどういふような自己資金の性質、内容ですか、説明して下さい。

○政府委員(神田治君) 大部分は敷金でございます。敷金を運用するわけでございます。

○内村清次君 もう少し詳しく……敷金といふと。

○政府委員(神田治君) 公団住宅の自己資金は御承知のように、公団住宅は分譲住宅と賃貸住宅の両方をやっておりますわけでございます。それで分譲住宅の分譲代金の回収があるわけでございます。そういうふうな費用と敷金の運用というふうなことになるわけでございます。

○内村清次君 どうも少しまだ私わかりませんでけれども、まあ私たちが調査に参りましたときに、この分譲住宅ですね、これがなかなか成績がよくないというふうな話をよく聞くわけですね、これはどこに原因があるのか。たとえば何年計画かで買うのではありませんか、いわゆる最初の、買う場合のときの金額が高い、あるいはそういう

た需要関係が非常に分譲住宅の場合には開きがあるのかどうか。何か原因があると思うのですが、こういうふうな状態はあなたの方では聞いておりませんか。

それと一つ、一体分譲住宅の計画をこりやつておられるのですが、年度で残るというふうな、分譲しきれないというふうな数はどれくらいありますか。

○政府委員(神田治君) 現在公団でやつております分譲住宅は、大部分が特定分譲になっております。ごくわずかが一般に売り出される分譲になるわけでございます。特定分譲と申しますのは、御承知のように、事業会社が社宅等を公団の方に建ててもらつて、それを分譲代金で自己所有にだんだんしまして、社員にはそれを低家賃で貸しておるという形のものでございまして、それが大部分でございまして、一般分譲にやつておりますのは、ごくわずかな戸数を既成市街地の再開発とか、そういうふうな意味でやつておるわけでありまして、この一般分譲につきましては、大体建てた立地条件によりましていろいろ需要の率が違つております。場所がよくて、しかも戸数もあまり一度にどつと売り出さないというときは非常にこれが殺到するわけでございますが、時たま場所もあり便利でない所で、しかも一度に売り出した戸数が多いというふうな場合は、どうしても申込率が多少減るわけでございます。しかしながら究極におきましては大体消化されておるような状況でございます。公団発足の当初におきましては、そういう分譲住宅の建設形式等におきましても不なれでありまし

のために、賃貸住宅と同じような建て方を分譲に売り出したところがある。あまり買手がいないというので、むしろ場所柄からいってこれは賃貸住宅の方が適当である、というので振りかえりたものはございますけれども、最近におきましてはそれらの経験にかんがみまして、分譲住宅は先ほども申しましたように、それぞれの事業会社の住宅を建設するというので、会社の方に用地を用意してもらいまして、そこに建てて住宅としてやっていくというものが大部分でございます。一般に売り出すものは市街地の再開発のような意味で、ごく便利な場所に出ているわけでございます。従いまして、そういった便利な場所に出て参りますと、用地も比較的高いものもございます。土地が高ければまた宅地を高度に利用しなければならぬというのでこれを高層化する。高層化しますと日本では地震等の関係もありますので建築の構造費も上る。場合によればエレベーターもつけるというので一戸当りの分譲代金も比較的多額になるということも起るわけでございます。そういうものにおきましては、後米の実績から聞いておりますのは、むしろそういうものは非常に申し込みが多いように聞いていますわけでございます。

○田中一君 この三十三年度の繰り延べられる見込みのものは今のところわかつてないですか。というところは、神田君、君知つてゐる通りだ。大体繰り延べが見込まれることが往々あるのです。で、三十二年度は一体繰り延べがあつたかないか。

○政府委員(神田治君) 公庫、公団等につきましては、先ほどお配りして

ございます資料の備考欄でございます。たように、三十三年度におきましては、新規の事業は住宅金融公庫におきましては五七〇%の充当率でございます。四三〇%が繰り延べになるという考へで組まれたわけでございます。それから公団におきましては、同じく三十三年度におきましては、充当率が五七〇%でございます。四三〇%が繰り延べになるというわけで、当初予算が計上されたわけでございます。

しかし御承知のように、三十三年度におきまして、公庫におきましては予算総則にございましたように弾力条項がついておつたわけでございます。それから公団におきましては、これは借入金につきまして、もしこの五七〇%をこえるという場合は、一時借入金によつて事業の進捗をはかるということと打ち合せができておつたものでございす。公団におきましては、大体本年度、三十四年度におきましては、充当率を七六〇%にいたしましたのは、三十三年度の実績が、ほぼ七二〇%になつておりますので、こういふようにしたわけでございます。

○田中一君 では、初めから何れも戸数なんか書かないで、正直なところを書けばいいじゃないですか。三十三年度に実施される戸数はこれでございす。三十四年度は、これでございす。と書けばいいんですよ。たとえば三十四年度にしても、拝見すると繰り延べられると見るものが六〇%ですか。充当率が六〇%ですか、これは。

○政府委員(神田治君) 公庫の方でございますか……。

に、公庫住宅におきましては、建設の融資でございますので、どうしても公庫自体が建設するものでないものでございすから、事業の進捗を促進するといふには、結局申し込みを早くするという以外には手がありません。そういうわけで、もちろんこの充当率が六〇%では足りないというやうな状態が非常に望ましいわけでございますけれども、残念ながら現在の事情では、この程度の充当率で、ほぼ十分ではないかという結論が出ておるわけでございます。

○田中一君 じゃあ公団の場合は、これは三十四年度は三百三十七億のうち二百四十五億というものが、前年度からの繰り越しということではないですか、これは。

○政府委員(神田治君) 公団の場合には、新規の三戸と宅地造成とかその他の事業を加へまして、新規に着手します事業の総額が三百三十七億でございますが、その資金が三十四年度中に必要になる資金は七二・六%であるといふので、二百四十五億が組まれておるわけでございます。なおそのほか三十四年度になつてから資金を要するものが百四十二億あるわけでございます。合せまして三百八十七億、そのほかに自己資金が三十五億ございすので、自己資金を差し引きますといふと三百五十二億の予算総額ということになるわけでございます。

○田中一君 そすると、予算の立て方としては、前年度のものは繰り越しとして一ぺん前年度で切つてしまつて、新規の分にその前年度の残を加へて、年度の計画ということにしているのです。

○政府委員(神田治君) 三十四年度と三十三年度は、そういうふうな方針で組まれてございます。

○田中一君 三十二年度はどうですか。

○政府委員(神田治君) 住宅金融公庫の方は、三十二年も三十三年も三十四年も同様でございます。年度内に要する資金と年度を越して要する資金とを分けて組まれておつたわけでございます。それから公団におきましては、三十二年度は、このやうなことでなしに金額が組まれておつたわけでございます。しかしながら御承知のように公団住宅におきましては、三十三年度の年半ばに発足いたしましたので、非常に工事がおくれておつたわけでございます。そこへ持つてきてまして、三十二年度に飛躍的に戸数がふえてきましたので、非常に事業の進捗がおくれたといふことで、三十三年度に予算計上をいたしました場合に、この資金充当率の問題が出て参つたわけでございます。

○田中一君 公団の場合に、初年度から予算の計上と実施と繰り延べというやつの一覧表をちゃんと出して下さい。とに、かく、こういう初年度に、あれはたしか鳩山内閣時代だと思ふのですけれども、住宅政策というものをほんとに出して、国民を全く欺瞞しておつたといふことは証明されておる。それを一ぺん表にして見せて下さい。それからもう一つ、住宅金融公庫の方ですね。これはどこに原因があるのですか。もう発足して十年たつておりますね。相変わらず繰り延べといふことになる。どこに、その原因があるか。これも、できるだけ十年前から今まで

のやつの実績と、それから予算の実績と繰り延べというのを一覧表にして出して下さい。これは出せるでしょう。

○政府委員(神田治君) 年次をさかのぼつたものにつきましては、ここに資料を持ち合せてございせんので、後日資料を整へてお出しいたします。

○田中一君 そこで、局長に……。

あなたは、技術家の局長ですから、むしろ住宅金融公庫並びに住宅公団等、おそらく指導よろしきを得ると思ふのです。そこで、このやうなものを、こつた繰り延べしたといふものを、延びた場合には、別途充当するといふことを言つておりましたね、今、言つておられます。そこで今年度は、こつた計画によるものだけをすればいいとお考えになるのか、あるいは三十四年度なら三十四年度会計年度内に、もつとやんと伸ばそうといふつもりでおるか。ここにすべてこつた繰り延べなんといふ、あまりうれしくないやうな予算の立て方といふものは正されて、年度内の竣工ということになり得るのです。従つてこの立て方を年度内の予算といふことにしてやるには、どうしたらいいかといふやうなお考えを持つていますか。どうすればそれが達成できるか。今までのしわ寄せを、不勉強か、いろいろな悪条件によつて繰り延べられた予算の消化といふことが――あなたは予算の消化といふことしやうが、国民としては、一日も早くやつてくれといふことなんです。

従つてそういう悪い習慣といふもののしわ寄せを、どこかでやはり一ぺんチェックして正常に直さなければならぬ。あなたのやうな優秀な技術家が今度局長になつたのですから、おそら

率をはかる方策でございますが、御承知のように、公団住宅に、おきまして、漸次進捗率をあげて参りまして、ぜひこのおくれを取り戻したい。本来言へば、年度内の工事は、年度内に全部遂行して入居できる姿になるのが、最も理想的なことでございますので、鋭意それを目標に、おくれを取り戻しつつあるわけでございます。

そういうような意味から、三十二年度におきましては、公団住宅等も、比較的戸数をふやしたわけでございますけれども、それが過重な負担になっておりましたので、一応その後は、戸数等におきましては、若干荷を減らし、年度内の完遂に努力しているわけでございます。

なお、公庫等におきまして、多少資

金の出がくれたと申しますのは、御承知のように、中高層の耐火建築物に対する融資等におきましては、これは三十二年度から始められた融資でございますけれども、御承知のように、市街地で相当土地の高いところで、上に住宅を載せるというような計画でございますので、計画を設計するまでに貸し付けを申し込む方の側におきましては、相当長い期間がかかるわけでございます、設計その他に……。それで、なおまた貸付承認になりましてから、またいろいろと、共同建築等の場合には、またトラブルが出てくるというふうなことがありまして、先ほど政務次官から申し上げました着工率の中でも、中高層住宅が、一番着工率が低くなっているわけでございます。これは中高層建築と市街地の再開発関係の仕事には、全部つきまとうかと思つてございまして、土地に対する権利等が非常に幅狭しておきまして、なかなか現行の法律のもとにおきましては、一挙に早く解決するという方法はむずかしいんではないかと考えておるわけでございまして、逐次これらの市街地の再開発等につきましても、何らかもう少し促進できるような方策を今後研究したいというふうに考えておるわけでございまして、公庫住宅関係で特にこれでおきましては、そういうような関係でございます。

なお公営住宅におきましては、先ほど申し上げましたように、着工率は九七%でございます、これも現在十二月までで竣工しておるのは二二%でございます。で、年度内にぜひ全戸数完成をすべく事業主体を督促しておるわけでございますけれども、いろいろ事

故発生等のこともございまして、一〇〇%年度内竣工というの、なかなか期待できないんではないかというふうな考えてございまして。しかしながら昨年よりも本年、本年よりは三十四年度というように、逐次繰り越しの額は圧縮してきたわけでございまして、三十三年度に三十二年度から繰り越された額は、前年に対しまして約六億ほど詰めたわけでございまして。

そういうわけで、正直なところを申しますと、三十三年度に三十三年度からの繰り越し総額につきましては、これはシンプルの数字にしてはいいというところで、事業主体の方を督促しておるわけでございまして。一〇〇%完遂が目標でございますけれども、いろいろ事故等がある場合もありますので、それを一〇〇%を目標にはするわけでございましてけれども、繰り越しは、ぐつと少くしたいというようにやつておるわけでございまして。

○田中一君 だから三十四年度は、予算を組んでしまつたのだから、しようがないとしても、三十五年度には、全部繰り越しをやめてしまつて、前年度はこれこれの未建設部分があつたということをや住宅白書でもって発表して、本年度はこうするのだという勇気がなくちゃならぬのですよ、数字にこだわつて、ごまかしほうだいごまかし、一べんうそをつきますと、そのうそを翻恐するために、その上にまたうそをつく、そんなことはいかぬですよ。三十四年度は、これこれでもって、せつかくの計画よりも、これこれしかできませんでしたと、示さなければならぬ。あるいは三十四年度できなかった、三十一年度からしわ寄せの問題は、今日

までこうでございます、実績は、こうでございますというのをはつきり、計画と実績との食い違いを国民に表明して、三十五年度からは、こういたしますというふうな勇気がなければならぬと私は思ふ。

そこで、なんです、今、あなたがらんとして、障害となる、おくれたという、いろいろな法律その他の隘路というものについて、いろいろ言つていますが、そんなことはわかっていることなんです。それをどうするかの問題は、馬のしりをひっぱたいて走らすようなことをしているからだめなんです。もう少し科学的に、理論的に、なぜこうなのかというのを考えなければならぬのです。むろんこれには、地方財政の問題もある。それから宅地の問題もある。あるいは中高層の場合にも諸権利の問題がある。これをどうすればいいかということが考えなければならぬことなんです。そういうことを全然考えないでやるというとはいへないのです。

それに対しては、そういう隘路、そういう諸問題は、これこれで解決して、こうするのだということを示して、ならば、わかるけれども、相変らず同じことを言つて、努力いたします、それじゃできるものじゃないです。人間の力には限度があります。腕馬馬だつて、うんとむちを打つてひっぱたけばくたばつちやいますよ。それやなくして、急にむちで打つてひっぱたいて、問題、そういういろいろな意味の障害というものは、こうしてこの方針で参りますという意思表示がなければだめなんです。

それができなければ、はつきり三十三年度の実績は、こうでございます。従つて、かくのごとく年度分は、何戸作ると言いましたけれども、何戸しかできません。次年度は、何戸作りますか、何戸しかできません、はつきり――徐々には伸びてきたと言ふから、伸びてきたなら伸びてきたというのを、はつきり社会に公表しなさい。そうして三十四年度は、こういたしますということにすることが、一番正しい行政なんです。正しい政治の姿なんです。これはおそろく良心がある政務次官にしても、住宅局長にしても、私の申し上げることはよくわかると思ふ。過去の数字にこだわつて、国民をごまかし、一つのうそをつくと、そのうそを糊塗するということのたに、もう一つのうそをつくと、このことになりまして、国民に与えるところの欺瞞というか、これはおそろしいものだろうと思ひます、そういううその上に、うそを重ねていくというところであつてはならぬ、反省して、ある時期に、今までのしわ寄せというものをはつきりと国民の前に出して、そうしてこれからはこうするのだ、これまで失敗といふものは、決して無価値なものじゃないのです。非常に価値があるので。過去の失敗の上にのつて、これをこうするのだという対策がなければ駄目なんです。

これを表明すべきが、政治家としての義務ですよ。

○政府委員(徳安實蔵君) 田中委員のお説もつともございまして、私も、決してうそをついておるわけでもございませぬし、過去における実績等におおいをかけて、そうして国民に

知らせないような考え方をしているわけではございませんので、しばしば建設省の白書等にも出しておりました、実績などにつきましましては、事ごまかく、何も隠さずに公表している次第でございます。住宅等におきましても、今申し上げましたように、しわ寄せはたくさんございまして、三十三年度は、こういう実績でございますというのを、大体数字を申し上げたわけでございますが、法律を改正して隘路を開通せねばならぬものもあるかと思ひます。

しかし、そうでなくて、これは、施行するいわゆる公団でありますとか公庫でありますとか、そういうようなもののいわゆる幹部の監督とか指導とかによりまして、そうした隘路を切り開くことを考えるというものもたくさんあるわけでございまして、そういうことを始終該関係者を招きまして話を聞き、さらに私どもの方でも、衆知を集めて、その打開策について、いろいろ協議をして、こうしたらどうだ、あしたらどうだということ、そうしてなるべく今申しますように、年度内には、少くも年度内の予算は消化し得るというふうな方針で進めにならぬという強い線を出して督促をいたしておるわけでございまして。

ただ、この住宅関係ばかりではございませぬが、道路等につきましても、田中先生のお話のように、地方公共団体との裏付け等の関係もございまして、この方も私も今回初めてでございますが、過去の実績を聞きまして、いと、県当局と打ち合せて、この程度ならば裏付けがなし得るという、大体の了解のもとに、私どもの方では補助

るといふことで、古い法律を使つてな
いわけでございます。

○田中一君　あの法律を動かすこと、
改正することは、どうして困難がある
んです。法律でもつて、これを規制さ
れ締めつけられるのは困るというの
は、大蔵当局の意見ですか、考え方
なんですか。悪い法律は、どんどん
直せばいいんです。

は、大蔵当局の意見ですが、考え方は
んですか。悪い法律は、どんどん直せ
ばいいんです。

○政府委員(綱田治君) お答え申し上げ
ます。

不良住宅地区改良につきましては、
従前は、先ほど申しましたような理由
で、建物に三分の二の国庫補助があつ
た方が、事業主体としましては有利で
はないかということで、公営住宅の第
二種中層耐火構造だけをやつておた
わけてございますが、不良住宅地区改
良も、都市の再開発というような面か
ら、試験的な段階を飛び越して、だん
だんと拡充していかねばならないとい
う目途のもとに、この清掃費を要
求したわけでございます。それで三十
四年度のこの清掃費その他をかみ合
せてやりました実績等に徴しまして、
そうして近い将来に、不良住宅地
区改良につきまして、もう少し新しい
角度からの法律を研究したいと思つて

おるわけでございます。

○田中一君 この千戸というのは、どこを対象にしていますか、ちよつと説明して下さい。どこを対象にしています。何という都市の、どの地区を対象にしていますか。

○政府委員（穉田治君） これは、全国の事業主体と、今打ち合せ中でございます。まだ確定にはなっておりません。

○田中一君 そういうことじゃね。ま

ず縁をかい、これをどこかにはめてみようとすることにすぎないであつて、たとえ広島にしても広島の特落部、言葉は悪いけれども、特殊部落でもつて、非常に困つておるところがたふさんあります。これを一応解決するといつても、それだけでは解決されない問題があるんですよ。まず最初にそういう人間をどうするか、清掃するといふ言葉は変ですが、ほろろか何か持つていって、その人間をほろろり投げることを考えるけれども、その人間は、やっぱり権利を持つていふんです。その人間をどうするかといふことを考えなければならぬんですよ。それに家賃の問題、生活条件の問題が出てくる、そういうことを十分に考えられておると思ふんですよ。ただ、これをしてみようとすることじゃ困るんであつて、具体的にどの地区のどこと交渉しているなら、交渉していると、はつきり言つて下さい。

○政府委員(橋田治君) 三十四年度の、この清掃という言葉が悪いのでございませうけれども、清掃費の要求をいたしました場合には、もちろん全国の要望をとりまして、一応の大体計画を立てたわけでございますが、その計画の実施戸数そのまゝが計上されたわけではないわけでございます。

従ひまして、緩急の度合い等を考慮し、なお事業主体の要望等をさらにこの計上された予算のもとにおいて、再検討をしつとあるという段階でございます。

○田中一君 それじゃこれは、この法律によらないというんですから、どういふ実施計画を持つていふか、その実施計画の実施要項というものもあるん

でしようから、それを当委員会にお出し願ひたい。

それから対象として考えているのはどこかといふこと、対象の事例といふものを、全国で幾つかあるでしようから、その事例の現状といふものを報告して下さい。

○政府委員(橋田治君) 資料を整えましてこの次の会までに提出いたします。

○田中一君 どうも住宅金融公庫の融資といふものが、常に住宅金融機関が、いわゆる金貸しが、住宅資金を貸してくれといふ者に対して、貸してやるんだといふような、非常に国民から見ると、恩恵がましいといふような形の窓口であるといふことを、これは、もう国民のひとしく感じたところなんです。この住宅金融公庫法といふものが、よく政務次官にもわかつてほしいのは、この目的にはつきりあるように、住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することの困難とする者に融通するんです。いいですか、困難とする者に融通するんです。本人が、どこでも資金が取得できる者に対しては、融通する必要がないんです。そういうものを対象にしていないんです。それを本人の収入が幾らあるんだか、それから、どれだけの物を持つていふかとか、財産は、どれくらいかといふことだけを対象にしているのが今の現状なんです。

住宅金融公庫が、融資をして、金を借りた人間が、金を返さない場合には、この場合には、土地でも、家屋でも、あるいは保証人でもといふものが、

が、ちゃんと市中銀行にいわば、いつでも貸してくれるような条件、物件をもつて、並びに保証人をもつていかなければ貸してはくれないんですよ。これは法律違反ですよ、現在の姿といふものは、だれも金を貸してくれない人間に、金を貸すんだとちやんとここに書いてある。それを住宅金融公庫は、住宅金融公庫がじかにやつておるんじやありません。これは、やっぱり住宅金融公庫の窓口になつていふ金融機関が金を貸していらるんです。金を貸す事務を扱つておられますけれども、これは法の立法精神といふものから、非常にかげ離れた実情なんです。だから金があるやつ以外には、金を借りられないといふのが現状です。こういう点、だから年々の融資の予算といふものが余るんですよ。

これは、中高層の場合でもそうなんです。物件を、土地を担保にとつて、またそのほか余分に物件を担保に入れば、二割五分といふものは、その分だけ余分に保証していることになる。そうして、なおかつ適当な保証人とか、別の物件の差し入れとかいふことを言つていらるんです。それでは仕事といふものは、前進するものじやないです。そういう現状といふものを、現行の制度といふものをこれは十分に考えなければならぬですよ。住宅局長は、今中高層には、諸権利が幅渡するのだといふ、その通りです。その通りですが、事実それをきいていふなら、銀行で貸してくれのです。それをきいていふように道を開いてやること、住宅金融公庫の目的なんです。金を回収できないで、赤字を作つてごらんなさい。住宅金融公庫が相当な赤字

を作る。これはまことに喜ばしい善政なんです。赤字を作ることによつて、善政なんです。事はどさよひに、この法律に忠実である。そうしてこの赤字は、どうしましよるかといふて、国会へ持つてくれば、その実態を調べれば、喜んで、むだな自衛隊にやる金なんか、そつちへ回して、それを補つてやることなんか考えられる。これは私だけの考えではない。徳安さんだつて、そういう考えをきつと持ちました。そういうところに、運営の間違いがたふさんある。

これらの点で、十分にお考えになつて、それが、今日繰り延べをするような事態に追い込んでいふといふようなこともあつたんです。全部とはいひませんが、それは、住宅金融公庫自身の窓口ではなくて、住宅金融公庫が、委託業務として預けていふところ、出先金融機関に、それがあつた。こういう点は、十分にお考え願ひなれば、やはり来年度も、そういう問題が起るのです。むち打つて繰越するといふことは、そういうような機構とか、そういう窓口の問題を、大臣や次官が、じかにやつて見て、触れて見れば、それが運行上、行政上の改正すべき点を改正するといふような運営がなくては、やはり繰り延べといふことは、解消されないといふことを一言申し上げたいのです。おそろく政務次官は、住宅金融公庫融資の窓口に行つたことはないとおもうのです。あなたのようないふ金持は、対象になりませんから。○政府委員(徳安實藏君) 金融公庫につきましては、私は、借りには参つておりませんが、借りに行つた方々から、非常に不平なり、不満なりを何

十、何百人から聞いております。私人ではありません。大臣も聞いています。よろこびます。

そこで私も、先ほどお話がございましたように、法の精神をよく休しまして、はき違ひがないようにやらなくちゃいけないといふことで、しばしば注意はいたしているものであります。また出先の、代理店と申しますか、そういう金融関係の方でも、やはり法の精神をはき違へて、そうしてずいぶん不親切で、相手方を怒らせていふような案件も、私も、しばしば耳にいたしまして、そのつど、その事件につきましては、公庫の最高責任者に対しまして、注意を促していふような次第でございますが、ただ、どの程度に私どもが、公庫の言ひわけを聞いて参考にするかといふことは、別問題といたしまして、私どもは、しばしば注意するたぐひに、やはり公庫も、一つの企業体でございませうから、今、田中先生のお話のように、金を払つてくれなくて、未回収がたふさん出てもかまわぬといふような経営もできなくて、やはり回収といふことを一応のめどにして貸し付けをいたしたい。こういう考え方から、法に従つて、いろいろ小めんどうなことをやつていふようございませう。これは、できるだけそういう手続におきまして、簡素化し、そうして一部から、非難がございませうように、金持のみだけが借りのだ。貧乏人は借りることができぬといふようなことも、ずいぶん私どもの同士や先輩から、忠告を受けておりますので、こうしたことにつきましては、法の精神を十分理解をして、そうしてそういう非難のないように運用されるよ

う、しばしば注意をいたしております。もし、そうした点につきまして心当りでもございましたり、また非常に不公平な点がございましたら、一つ私どもにお教えいただきまして、十分注意をさせたいと思っております。

ただ、今申しましたように、公庫も、一つの企業体でありますから、ただ幾ら損してもかまわないというふうな形にも持たないという関係から、経営者の頭の持ち方が——今田中先生のお話にも、赤字が出たら、政府で喜んで全部補てんしてやるというふうなところまで、私どもの方でも指図するわけには参りませんので、なるべく、やはり貸したものは、順次回収がよくなるようにというところは、これもまた、一つの監督の立場から、全然無視するわけに参りませんので、そうした点と、法の精神と、どこで調和させるかという、そうして、どうして親切にするかというふうなことが、私どもに課せられた一番大きな責任だろうと、かように考えまして、その小さい法律的のことや技術的のことはわかりませんが、国民の金融公庫を利用する方々の声を十分当該者に徹底して、そうして不平不満をならしむるよう努力するということには、一生懸命で努力しているつもりでございます。

○田中一君 ことに、公庫の場合でも、不燃率というのは、四〇%から三七・二に落ちている。これは、金融公庫の目的は、第三項として「住宅金融公庫は、前二項に規定するものの外、相当の住宅部分を有する建築物で土地の合理的利用及び災害の防止」、これは、やはり中高層をさしているのですね。「に寄与する云々」、それが

やはり逆行して減ってきているというふうな形になっていくのですよ。これらは、どういう政策の現われかしらぬけれども、相当お考えにならないければいかぬと思う。

ことに家賃という問題、それから住宅金融公庫の月賦金という問題については、いずれ公営住宅法の一部改正が皆様方の方に賛同をいたします。これは結局、住宅金融公庫の償還金というものを、家賃と見合うものを、一定の収入の中から、生計費の中から、節約したりなんかして、その分だけをお返しをして、そうして自分のものにするというふうな形になっておるのです。国民の生活というもののうちから、住宅金融公庫の分の償還金というものは、国民が努力しながらやっております。従って、払えない場合もある——これは言えるわけです。特に、中高層の場合には、そうですね。おそろしく相当の価格の高い所を提供して、中高層を作った場合には、これはもう、どんな場合でも、資本主義的な計算の上からいっても、損はないのですよ、法律が、やはりその権利というものを守っていますから。公営住宅だつて、そうです。三ヶ月家賃を払わなければ追い出すというふうな、追い出した例は少ないと思っております。また減免規定もございまして、公営住宅法には、払えない者は、免除してやるということもあるのです。除してやるということもあるのです。公庫といふものは、やめちやつて、これは全部公営住宅なり何なりというものに、賃貸住宅あるいは分譲住宅というふうな形にしてしまつて、国が建設してやるという形にした方が国民はすつき

りするわけですよ。私の土地に作つて下さい、作つてもらつて、払つていけばいいのですよ。それには、高層化して、自分の負担のほかに、自分の敷地のの上の方からでも、家賃をとつて、地代をとつて償還するということにすれば、喜んで進むのです。これは、住宅金融公庫のあり方というものをほんとうに検討しなければならぬ。私はこれは大きな住宅政策のガンであると思つておるのです。

何のための住宅公庫ですか、何のための公営住宅ですかというのを考えますと、融資なんかおやめになつて、公営住宅、もう一つは公団の分譲住宅くらいのもので、二本立てしてやらなければならぬと思う。どの敷地に建ててあげますよ、あなたの敷地に建ててあげます。建ててあげますが、要らない空間だけは、どうか別の人間に貸しますから、そこに公営住宅を乗つけますから、やつて下さい、そうすれば、安く、家を建ててあげます、こういうならば、喜んで貸すのです。大体これは、いずれ公営住宅法の一部改正でもつて、いろいろお話ししようと思つて、そういう点において、大きな間違いを犯しているのです、政府は。従つて、その間違いをこまかすために次々と手を打たないで、間違ひは間違ひであるとして、これをどうするかというところに、考えを持っていつていただきたいと思つておるのです。

まだまだ言いたいことはうんとありますが、時間が時間だから、これでやめますが、よく政務次官も、お考え下さい。

○委員長(早川慎一君) ほかに御質疑

がなければ、一応住宅関係につきましまして、この程度にしまして、引き続きまして、官公庁関係の御説明を伺うことにいたします。

○政府委員(櫻井良雄君) 昭和三十四年度の官庁営繕予算につきまして、概要を御説明申し上げます。

一般会計の官庁営繕予算のうち、建設大臣が実施すべきものにつきまして、概略三百億円の予算要求を出したものに對しまして、建設省所管の官庁営繕費といたしまして二十四億二千五百余万円、また各省の施設費に、合計數十億円になるかと存じますが、計上されましたわけでございます。この各省に計上されたものは、いずれも建設省に支出委任されました、建設大臣が実施をするという建前になつておるわけでございます。本日は、お手元に差し上げました二枚続きましたプリントによりまして、建設省所管の官庁営繕費につきまして、御説明を申し上げます。

そこにごさいますように、三十四年度は、総額二十四億二千五百九十五千円でありまして、三十三年度の十七億八千四百万円に對しまして、六億四千一百万円増額と相なつております。その大きな内訳をいたしまして、第一に、中央官庁各舎の分といたしまして、六億八千八百五十万八千円が計上されております。この中央官庁につきましては、古くから中央官庁計画といふものが、いろいろ計画されておりました、最近におきましては、首都圏整備委員会において、首都官庁地区整備計画が樹立されて、霞ヶ関、大手町、淀橋の三地区につきまして、近く決定を見ることになつております。また、建設省におきまして、

霞ヶ関の官公庁地区につきまして、都市計画の決定をされまして、その地域等を先般きめたわけでございますが、この霞ヶ関地区だけにつきまして、ここに立法、司法、行政の中央官庁を全部集めると、今後まだ約三百億円ぐらゐの金を要するわけでございますが、これを十年ぐらゐでできまして、と思つて、努力いたしておるわけでございます。

そういう情勢にかんがみまして、本年は、特に老朽等のはなはだしく緊急整備を要するものにつきまして、要求をしました結果、ここにございます四件ほど中央官庁の予算が認められております。

第一は、総理府の庁舎でございますが、これは五百万円の調査工費がつけましたわけでございます。次は外務省の庁舎、これにつきましては、四億五千余万円がつけまして、大体全体規模をいたしましては、ここにございすように、SRCと申しますのは、鉄骨鉄筋コンクリート八階建、延坪二万五千平方メートル、全体の金額が十二億四千万円が、これが三十四年度をもちまして完成をいたすことになつております。次は気象庁の庁舎、これにつきまして、五百万円の調査工費が認められたわけでございます。大手町の合同庁舎、これにつきましては、二億二千四百六十七万円が認められておりました、三十三年度五千円計上されております分と合せまして、本年度は地下室工事、相当鉄骨が進むという予定になつております。ここに入ります官庁は、右にございますような労働省、関東財務局、関東地方建設局が予定されております。

二一〇

第二番の大見出しとしましては、地方官庁合同庁舎二億一千一百余万円でございまして、地方の官庁を合同集約化する、そういったしまして、これを経済的に建設しまして、能率の増強、それから公私の利便をはかるという点も建設省の一つの方針でございまして、これまで要求いたしました四件が計上されまして、第一は札幌地方合同庁舎、これは大体四階建てでございまして、すけれども、第二期計画といたしまして五階、六階、三千六百万円が認められております。仙台の合同庁舎、これは百万円の調査工費が認められたばかりであります。広島合同庁舎、九千七百四十六万、これは昭和三十一年から始めてございまして、三十四年度に仕上げ工事まで入るわけでございまして、なおもう一度要する見込みでございまして、熊本の合同庁舎七千九百万、これも、三十二年度から予算がつけまして、もう三十五年一カ年、予算を計上いたしまして完成をする予定でございまして、

第三番目は、港務合同庁舎、港務関係のいろいろの機関を集めて、合同庁舎とするものでございまして、これにつきましては五千七百八十万円、内訳は、神戸の港務合同庁舎、これは三十四年度完成をいたします。新規の分といたしましては、鹿児島港務合同庁舎一千万円、これは三十四年度、三十五年度二カ年で完成する予定でございまして、

四番目は、官庁施設特別修繕費一億二千九百万円、これは昭和三十年度から毎年計上されておりますが、なかなか新築は困難な官庁、木造の庁舎につきまして、今、ある程度修繕をしますれば、見違えるようにきれいになり

まして、その耐用年数が十年間くらい延びるという、非常に効果的な計画でございまして、おおむね坪当たり五千万円程度をかけますと、大体百万円程度の修繕が百件以上できる予定になっております。

次のページにございましては、その他一般のもの、集計でございまして、総計で百一件、十二億九千三百余万円でございます。

各省別の内訳がございまして、総府十件、二億二千二百余万円、内容は右にございまして、警視庁警察学校、これは継続でございまして、自治大学の新しい予算、その他でございまして、法務省関係二十三件、三億五千四百余万円、これは各地の法務支局等の庁舎でございまして、大蔵省関係十八件、二億九千一百余万円、これは大蔵本省、ただいまございまして、一階は、石が張つてございまして、上の方は、タイル張りの予定が、戦争でとまつておりまして、非常に表面が風化してございまして、これも、タイルを張つて保護をするという工事、それから税関、税務署等を各地に建てる予算でございまして、次は文部省二件、厚生省三件、農林省六件、通産省一件、運輸省十一件、郵政省一件、労働省二十二件、それから最後に建設省四件が計上されております。

この建設省の分のうち、最後にございまして、国際会議場といたしまして、これは京都方面に大きな国際会議場を作つて、国際会議を日本に誘致しようというための大計画でございまして、これにつきましては、三十三年度五百万円の庁舎費が計上されておりますが、三十四年度には、五千万円の設計委託費が計上せられましたので、本年は、敷地を決定して設計に着手したいという、かように考えております。

以上が、大体官庁営繕費でございまして、なお先ほど申しましたように、各省の施設等から、建設省に支出委任をされましますものが、このほかに数十億円ございまして、おもなものは、現在継続工事中でございまして、国立国会図書館でございまして、これが、四億数千万円ございまして、三十四年度、仕上げまで手をつけなければならず、なお三十五年には、工事が相当残る予定でございまして、

それから、御承知の東京御所につきましては、宮内庁予算でございまして、なお一億四千ほど、三十四年度計上されまして、この時の末あたりには、完成をさせるという見込みでございまして、その他、日比谷公園のこちら側、向い側で、厚生省と並んで、検察庁の総合庁舎、これも継続中でございまして、これにつきまして、一億何千万がついてございまして、これも支出委任でもつて、継続して工事をいたす予定でございまして、

そのほか参議院、衆議院、両議院議長公邸の予算もつけましたので、これも支出委任を受けるべく、国会方面と協議を申し上げておるという段階になっておるわけでございまして、その他こまかいものは、まだ詳細わかつておりません。

概略、以上でございまして。

○田中一君 この委任される仕事の内容を出して下さい、予定……話がきまつたもので、きまらないのでもかまいませんから。

○政府委員(櫻井良雄君) 各省に計上

されまして予算は、いろいろ各省の機械等の施設と一緒にしたものでございまして、なかなか分類がしにくい面もございまして、それから、果してこれは、建設大臣の所管にはつきり入るものか、各省の権限の独自の予算であるか、分類しにくいものもございまして、なかなかこまかい点は、相当先へ進みませんと、これがどちらともわかりかねますのでございまして、大きいものでよろしうございまして、各省の予算の内容、見当のついたものだけは拾えるわけでございまして、しばらく時間を拝借いたしまして研究いたしたいと思ひます。

○田中一君 これは官庁営繕法にのつとつて、せんだつて、この前の国会で改正した分は、これに全部入つておりますね。

○政府委員(櫻井良雄君) 建設省では、あの法律によりまして、建設大臣が行う工事の範囲がわかつておりますので、各省と相談しまして、建設大臣が行うべきものは、全部建設省の方から予算を要求したのでございまして、大蔵省が予算を配賦いたしました際には、先ほど申しましたように、その一部が、官庁営繕費という工合に建設省に計上されまして、その分は、先ほど御説明した通り、はつきりわかつておりますが、その他の方は、各省の施設費に計上されておりますその分が、支出委任になるというわけでございまして、この法律の建設大臣の範囲内と、予算の配賦とは、一致しておらない事情でございまして。

○田中一君 官庁営繕の分は、全部耐火建築ですか、木造じゃありませんね。

○政府委員(櫻井良雄君) なるべく耐火構造で要求いたしておるのでございまして、大体、官庁営繕費に属しますものは、延べ面積で申しますと、約九〇％が耐火構造、あるいは大体不燃の構造でございまして、約一〇％が依然として木構造になっております。

○田中一君 木構造の内訳と予算とを資料で出して下さい。

○政府委員(櫻井良雄君) 資料を作りまして、提出いたします。

○田中一君 それから委託された東京御所の建設について、あなた、入札に間組を入れて一万円で落したということは、もう新聞で知つておる通りで、これに対して、どういう考えを持つておられますか。非常にあなた、営繕局長として、技術的な良心で、そのまます直に述べると、あるいは政治的な含みを持つとも、一向差支えありません。議事録に載りますから、その点は、よくお考えになつて、御答弁して下さい。

○政府委員(櫻井良雄君) 東京御所の造営につきましては、非常に大事な工事でございますので、指名者の選考等につきまして、慎重を期したわけでございまして、入札につきましても、業者は慎重考慮するように注意をいたしましたのでございまして、結果は御承知の通りになりましたが、お騒がせしたことを申しわけないと思つております。

従ひまして、その結果、いかに収拾するかというところにつきまして、また、非常に慎重考慮いたしまして、各省とも相談をいたしまして、また大臣等とも、よく相談をいたしまして、御承知のような結果をつけたわけでございまして、

て、結果は、非常にうまく結末がついたというふうに思つておる次第でございます。今後、この結果を参照いたしまして、今後この種の工事につきましまして、万が一の事のないように、これを参考としていふ方法を考へてみたい、かように考へておるわけでありまして。

○田中一君 私は、一万円で落札したのを間違ひと思つていないのです。本人は、一万円で仕事をしようと思つてやつたことですからね。遺憾であるとか、騒がしたとは考へてない。そういう考へがあつたやうな感じがするのです。聞くところによりますと、法律的には、あれで正しいのであるというところならば、なぜ一万円でやらせなかつたのか。

○政府委員(櫻井良雄君) 法律の手續上は、一応正しいというふうに解釈をしておりまして、ほんとうの法理論から申しますと、相当疑義があるようでございます。

そこで、あの際は、再考を促した方がよろしいのじゃないかという工合になりました、あのような処置をとつたのであります。

○田中一君 法理論でもつて疑義があるならば、失格をすればいいのです。そして新しい入札をすればいいのです。

○政府委員(櫻井良雄君) 失格、つまり無効という工合に宣言することにつきましては、なかなかつぎと有効、はつきり無効というきめ手が、なかなかないということでございますので、そういうことでもつて、もめておりまして、これは事態が紛糾するばかりでございますので、そういうことは、抜きにいたしまして、とにかくそれでは事態

を取拾しようという、再考を促そうというので、ああいう措置をとつたのでございます。

○田中一君 現行法のままでは、ああいうことが次に起きるということは、もちろん予想されますね。それは予想されないと思つておられますか。

○政府委員(櫻井良雄君) 相当安い札が入るといふことは予想されましたが、まさか一万円といふことは、予想いたしませんでした。

○田中一君 現行法のままなら、ああいうような事態が、今後とも起り得るということが予想されますか。

○政府委員(櫻井良雄君) 普通の工事であれば、ああいうことはあり得ない、よほど何か変つたことがなければ、あるとは思つておりません。

○田中一君 現行法では、ああいう事態が起るといふことは、予想されませんか、されませんか。

○政府委員(櫻井良雄君) 現行法では、ああいうことがあつても防げないという意味でございます。ならば、防げないのでございしますが、ああいうことが、まああるという工合には考へておりません。

○田中一君 そうすると、現行法では、ああいう変り者が出た場合には防げないといふことを考へておられますか。

○政府委員(櫻井良雄君) 変り者があつたことをした場合には、防げないといふことを考へておられます。

○田中一君 あなたは、大体そうした管轄関係の仕事なさつておる方として、現在の、現行法のままであつて、い、またああいうことが起きたら困るから、何とかしなければならぬといふ、どつちの考へを持つておられますか。

○政府委員(櫻井良雄君) 現行法では、ああいう事態が起きると、相当困つたことになりますので、何とか特別な方法が講じられるようなふうに、法的措置がとれればいいのじゃないかというふうに考へておられます。

○田中一君 昨年の通常国会の末期に、二十六国会でしたか、参議院において可決され、衆議院に回つた法律案が衆議院で通つた例の会計法の一部改正、ああいうふうな法律ができれば、こゝろいふものは防げるのではないかと、こゝろいふように考へておられますが、考へておりませんか。

○政府委員(櫻井良雄君) その当時の法律の内容を詳しく存じませんが、大體、そういう法律ができれば、こゝろいふ事態は防げると思つておりますが、なかなか実際の取り扱ひは、相当むづかしいように考へております。

○田中一君 どういうふうに現行の会計法を改正したら、ああしたことが、会計法の今までの立法の精神をそこなわぬで可能であらうと考へておられますか。

○政府委員(櫻井良雄君) まだ私としても、こゝろすべきだといふはつきりした案はないわけでございます。建設業者とも、よく打ち合せまして、研究中でございます。

○田中一君 政務次官に伺いますが、これは、この間も難談にお話したことなんです、大臣も、了承したと思ひますけれども、こゝろいふことが、今後とも起きないといふことは言えないと思ひますね。

そこで一つ、政府としても、かつて大蔵省が提案したあの法律案の改正といふものが、あれでも不十分ならば、

もう少し十分なものゝを政府として、この国会中に提案する意思はございますか。

○政府委員(徳安實蔵君) 先般田中委員から、そうした問題についても、お話をございまして、大臣にも、その意思は伝えておきました。こゝろいふ間は、思は伝えておきました。こゝろいふ間は、思は伝えておきました。こゝろいふ間は、思は伝えておきました。

○田中一君 将来起きないようには処理をしたといふことで、大臣も、非常に頭を悩まして、法律の改正その他につきましまして、ただ、今国会に提案し得るかどうかがどうなるか、すでに、もう御説明申し上げましたような法案のみに限つていきたいといふような考へ方を持つておりますので、よほどの事情のない限り、この会計法を改正する法律案は、次の国会でなければ提出できないのではなからうかと考へておりますが、しかしその内容等につきましましては、ただいま慎重に検討いたしております。

○田中一君 そういう御意見ならば、社会党から議員提案いたしましたら、われわれは立法権を持つていますから、あれはどこにしますか。

○政府委員(徳安實蔵君) これは、ただいままだやる場所をきめておらないのですけれども、方々から意見がございまして、それを大體、初めきめたときには、京都が妥当ではないかといふようなことで、閣議では話が出て、そゝろいふつもりで、予算は一ぺん三十三年度の予算に五百万円計上されたわけでございます。ところが各省関係で相談しましたところがやはり、通信施設交通等の関係で、どうも向うへ持つて

いきましたのでは困るという外務省を初めとして、たくさん役所の関係から、抗議が来てまして、そこで、そゝろいふものを勘案をして、あるいは東京を第一次にし、京都を第二の候補地にしたらどうか、今もんでいるわけでありまして、今候補地が決定してございまして、まことに、内容について詳しく御説明できないことを遺憾に思ひますが、しかし不日、日ならずして最後は閣議決定をしなければならぬと思ひますから、ただいま大臣とお話をいたしましたので、あるいは事務次官等とも相談して、次官会議にかけて相談しておりますから、あるいはこの予算審議中には、大體どこでやりますかといふおおよその見当は申し上げられるかと思ひます。

また候補地につきましても、京都付近といひましても、やはり京都では、御所の付近といふ話もございまして、あるいは少し離れた場所もございまして、あるいは宇治の付近といふような陳情もございまして、いろいろな方面から陳情が出ておりますので、もし関西—あちらの方面といふことになりましたら、現地につきましまして、さらに検討いたしまして、最後の決定をいたしたい。

ただ、おおよその、あるいは東京を中心にしてやりますか、京都を中心にしてやりますかといふことは一応閣議で決定してもらいたいといふことで、今閣議に問題を出しております。不日決定いたしましたから御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 本日は、この程度で散会いたします。

午後四時三十七分散会

いきましたのでは困るという外務省を初めとして、たくさん役所の関係から、抗議が来てまして、そこで、そゝろいふものを勘案をして、あるいは東京を第一次にし、京都を第二の候補地にしたらどうか、今もんでいるわけでありまして、今候補地が決定してございまして、まことに、内容について詳しく御説明できないことを遺憾に思ひますが、しかし不日、日ならずして最後は閣議決定をしなければならぬと思ひますから、ただいま大臣とお話をいたしましたので、あるいは事務次官等とも相談して、次官会議にかけて相談しておりますから、あるいはこの予算審議中には、大體どこでやりますかといふおおよその見当は申し上げられるかと思ひます。

二月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則（第一条―第十八条）

第二章 建築物の敷地、構造及び建築設備（第十九条―第四十一条）

第三章 都市計画区域内の建築物の敷地、構造及び建築設備

第一節 総則（第四十一条の二、第四十二条）

第二節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係（第四十三条―第四十七条）

第三節 用途地域（第四十八条―第五十四条）

第四節 建築物の面積、高さ及び敷地内の空地（第五十五条―第五十九条）

第五節 防火地域（第六十条―第六十七条）

第六節 美観地区（第六十八條）

第四章 建築協定（第六十九條―第七十七條）

第五章 建築審査会（第七十八條―第八十三條）

第六章 雑則（第八十四條―第九十七條の二）

第七章 罰則（第九十八條―第一百二条）

附則

第二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「へい」を「へい」に、「をいい、鉄道及び軌道の線路敷地内の運搬保安に関する施設並びにこの線路、プラットホームの上家、貯蔵庫その他これらに類する施設を除く」を「（鉄道及び軌道の線路敷地内の運搬保安に関する施設並びに貯蔵庫、プラットホームの上家、貯蔵庫その他これらに類する施設を除く）」をいい、建築設備を含む」に改め、同条第二号中「学校」の下に「（各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館」を、「観覧場」の下に「集会場、展示場」を、「百貨店」の下に「市場」を、「舞踏場」の下に「遊技場」を、「寄宿舍」の下に「下宿」を加え、「と畜場」を「と畜場、火葬場、汚物処理場」に改め、同条第五号中「最下階の床」の下に「廻り舞台の床」を加え、同条第六号中「二以上の棟」を「二以上の建築物」に、「一棟」を「一の建築物」に改め、「をなす建築物」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第七号中「れん瓦造」を「れんが造」に改め、同条第九号中「れん瓦」を「れんが」に改め、同条中第九号の次に次の二号を加える。

九の二 耐火建築物 主要構造部を耐火構造とした建築物で、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を有するものをいう。

九の三 簡易耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を有するものをいう。

イ 外壁を耐火構造とし、かつ、屋根を不燃材料で造り、又はふき、政令で定める防火性能を有する構造としたもの

ロ 主要構造部である柱及びはり等を不燃材料で、その他の主要構造部を不燃材料又は政令で定めるこれに準ずる材料で造り、外壁の延焼のおそれのある部分、屋外及び床を政令で定める防火性能を有する構造としたもの

第二条第十二号中「の建築、修繕若しくは模様替、建築設備の設置」を「その敷地に、二工作物の築造の」を「（第八十八條第一項若しくは第三項に規定する工作物に関する）に改め、同条第十六号中「建築、修繕若しくは模様替の」を「建築物に関する」に、「建築、修繕若しくは模様替を」を「建築物に關する」に、「建築、修繕若しくは模様替を」を「その工事を含む」に改め、同条第十七号中「設計図書」を「その者の責任において、設計図書」に改め、同条第十八号中「建築、修繕若しくは模様替の」を「建築物、その敷地若しくは第八十八條第一項若しくは第三項に規定する工作物に関する」に改め、同条第二十一号中「但し」を「ただし」に改める。

第三条第一項中「を建築し、修繕

し、又は模様替する場合には」を「及びこれらの建築物であつたものの原形を再現する建築物で特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたものについては」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 この法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分等を有する場合において、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に對しては、当該規定は、適用しない。

3 前項の規定は、次の各号の一に該当する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に對しては、適用しない。

一 この法律又はこれに基く命令若しくは条例を改正する法令による改正（この法律に基く命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する命令又は条例を制定することを含む。）後のこの法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

二 イ、ロ、ハ又はニに掲げる地域、地区等がそれぞれイ、ロ、ハ又はニに掲げる他の地域、地区等に指定されたことに因るこ

の法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の地域、地区等に関するこの法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

イ 住居地域、商業地域、準工業地域又は工業地域

ロ 別表第四欄の各項に掲げる空地地区

ハ 防火地域又は準防火地域

ニ 第四十二條第一項に該当する道路又は第四十四條第二項に規定する計画道路

三 工事の着手がこの法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定の施行又は適用の後である増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物又はその敷地

四 前号に該当する建築物又はその敷地の部分

五 この法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定に適合するに至つた建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

第三条第四項を削る。

第四条第三項中「且つ」を「かつ」に改める。

第六条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「又は改築し」を「改築し、又は移転し」に、「又は改築し」を「改築又は移転」に、「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同項第一号中「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同項第四号中「町村」を

昭和三十四年二月十日

【参議院】

建設委員会会議録第七号

第十二部

昭和三十四年二月十日

【参議院】

建設委員会会議録第七号

第十二部

昭和三十四年二月十日

【参議院】

建設委員会会議録第七号

第十二部

昭和三十四年二月十日

【参議院】

「市町村」に改め、同条第六項中「延べ面積」を「床面積の合計」に、「五百円」を「千円」に、「三千円」を「一万円」に改め、同条第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項の規定による確認の申請をしようとする者は、申請に係る計画に第八十七条の二第一項の昇降機に係る部分が含まれる場合において、前項の手数料の外、当該昇降機一基について千円をこえない金額の範囲内において政令で定める額の手数料を、同項の区分に従い、市町村又は都道府県に納めなければならない。

第七条第二項中「完了した工事」を「建築物及びその敷地」に改め、同条第三項中「当該建築物が」を「当該建築物及びその敷地が」に改め、同条第四項中「但し」を「ただし」に改める。

第九条第一項中「違反した建築物」の下に「又は建築物の敷地」を加え、「その建築主、建築工事」を「当該建築物の建築主、当該建築物に關する工事」に、「建築工事の現場管理者又はその所有者」を「若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは当該建築物の敷地の所有者」に、「工事の施工」を「当該工事の施行」に改め、同条第六項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第七項中「工事の施工の停止」を削り、同条に次の二項を加える。

10 特定行政庁は、この法律又はこれに基く命令若しくは条例の規定に違反することが明らかでない建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて

第二項から第六項までに定める手続によることができない場合に限る、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対し、当該工事の施工の停止を命ずることができる。

11 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を通知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、特定行政庁又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

第十条第一項中「建築設備が」の下に「第三条第二項の規定により」を加え、「に適合せず、且つ」を「適用を受けなが」に改め、「当該建築物」の下に「又はその敷地」を加え、「その全部又は一部の敷地」を「当該建築物の敷地」に改め、「使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとること」に改め、同条第二項中「第九項まで」の下に「及び第十一項」を加え、「措置を命ずる」を削り、同条第三項を削る。

第十一條の見出し中「から第七章まで」を削り、同条第一項中「既存

建築物」を「建築物」に、「又は用途が」を、「建築設備又は用途が第三條第二項の規定により」に改め、「から第七章まで」を削り、「に適合しなくなり、且つ」を「の適用を受けないが」に、「認められるに至つたを認める」に、「前条第一項に規定する措置」を「当該建築物の除却、移転、修繕、模様替、使用禁止又は使用制限」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二條の見出しを「（報告、検査等）」に改め、同条第二項中「第九條第一項」の下に「若しくは第十條を、当該建築物」の下に「建築物の敷地、建築物」の下に「建築物の敷地」を加え、「建築工事に」を「建築物に關する工事に」に、「但し、現に居住の用に供して

いる建築物」を「ただし、住居」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「建築物の所有者を、建築物若しくは建築物の敷地の所有者」に改め、「設計者」の下に「工事監理者」を加え、「設備」を「建築設備」に、「建築工事」を「建築物に關する工事」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第六條第一項第一号に掲げる建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）以下第二項において同様とする。）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、建設省令で定める

ところにより、定期に、その状況を、又は建築士に調査させてその結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2 昇降機及び第六條第一項第一号に掲げる建築物のその他の建築設備（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、建設省令で定めるところにより、定期に、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員の検査を受けなければならない。この場合において、当該市町村又は都道府県は、当該検査について、規則で定めるところにより、一の建築設備につき千円をこえない金額の範囲内において手数料を徴収することができる。

第十三條中「前条第二項」を「前条第四項」に改め、「建築物」の下に「建築物の敷地」を加える。

第十五條第一項中「工事施工者が建築物の建築の工事に着手」を「建築主が建築物を建築」に、「除却した」を「除却しようとする」に、「但し」を「ただし」に、「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同条第二項中「延べ面積が十平方メートルをこえる」を削り、「滅失」の下に「、又は損壊し」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該滅失した建築物又は損壊した建築物の損壊した部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合においては、この限りでない。

第十八條第一項中「建築物」の下に「及び建築物の敷地」を加え、同条第二項中「建築し」の下に「、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替を」を加え、同条第四項中「工事」を「建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事」に、「前項の法律、」を同項の法律並びにこれに基く「に改め、同条第六項中「完了した工事」を「建築物及びその敷地」に改め、同条第七項中「当該建築物」の下に「及びその敷地」を加え、同条第八項中「但し」を「ただし」に改め、同条第九項中「建築物」の下に「又は建築物の敷地」を加える。

第十九條第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「がけ崩れ、地すべり等のおそれのある土地に建築物の敷地を造成する」を「建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある」に改める。

第二十一條第二項中「れん瓦造」を「れんが造」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十二條中「関係市町村の同意を得て」を削り、「おいては、」の下に「耐火建築物及び簡易耐火建築物以外の」を加え、「但し」を「ただし」に、「あつた」を「あつたや」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定行政庁は、前項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、都市計画区域内にある区域については都市計画審議会の意見を聞き、その他の区域については関係市町村の同意を得なければならない。

第二十三條中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二十四条第一項中「第二十二
条」を「第二十二條第一項」に、
「左の」を「次の」に改め、同項第二号
中「且つ」を「かつ」に改め、同条
第二項を削る。

第二十五条中「棟をなす」を削
る。

第二十六条中「且つ、各区画の延
べ面積を」を「かつ、各区画の床面
積の合計をそれぞれ」に改め、同条
ただし書を次のように改める。

ただし、耐火建築物若しくは簡
易耐火建築物又は卸売市場の主要
部が不燃材料で造られたものその他
これらに類する構造でこれらと同
等以上に火災の発生のおそれの
少ない用途に供するものについては、
この限りでない。

第二十七条を次のように改める。

(耐火建築物又は簡易耐火建築物と
しなければならぬ特殊建築物)
第二十七条 次の各号の一に該当す
る特殊建築物は、耐火建築物とし
なければならぬ。

一 別表第一の欄に掲げる階を同
表の欄の当該各項に掲げる用途
に供するもの

二 別表第一の欄に掲げる用途に
供するもので、その用途に供す
る部分(同表の欄に掲げる部分にあつ
ては客席、劇場の場合にあつては
三階以上の部分に限る。)の床
面積の合計が同表の欄の当該各
項に該当するもの

三 劇場、映画館又は演芸場の用
途に供するもので、主階が一階
にないもの

2 次の各号の一に該当する特殊建
築物

第十二部 建設委員会決議第七号

昭和三十四年二月十日【参議院】

建築物は、耐火建築物又は簡易耐火
建築物(別表第一の欄の項に掲げ
る用途に供するもの)にあつては、
第二十九条の三に該当する簡
易耐火建築物を除く。)としなけ
ればならない。

一 別表第一の欄に掲げる用途に
供するもので、その用途に供す
る部分(同表の欄及び同項の場
合にあつては、二階の部分に限
り、かつ、病院についてはその
部分に患者の収容施設がある場
合に限る。)の床面積の合計が同
表の欄の当該各項に該当するも
の

二 別表第二の項第八号に規定す
る危険物の貯蔵場又は処理場の
用途に供するもの(貯蔵又は処
理に係る危険物の数量が政令で
定める限度をこえないものを除
く。)

第二十八条第一項中「居室の窓そ
の他の開口部で」を「居室には採
光のための窓その他の開口部を設
け、その」に、「でなければならぬ
い」を「としなければならぬ」に
改め、同項ただし書を次のように改
める。

ただし、地階若しくは地下工作
物内に設ける居室その他これらに
類する居室又は映画館の客席、温
湿度調整を必要とする作業を行う
作業室その他用途上やむを得ない
居室については、この限りでない

第二十八条第二項中「居室の窓そ
の他の開口部で」を「居室には採
光のための窓その他の開口部を設け、
その」に、「でなければならぬ」

を「としなければならぬ」に、
「但し」を「ただし」に改める。

第三十条の見出し中「住宅」を
「住宅等」に改め、同条中「住宅の居
室」の下に「学校の教室、病院の
病室又は寄宿舎の寝室」を加え、
「但し」を「ただし」に、「空堀」を
「からくり」に改める。

第三十一条第二項中「し尿浄化そ
う」を「屎尿浄化槽」に改める。

第三十三条に次のただし書を加え
る。

ただし、周囲の状況によつて安
全上支障がない場合においては、
この限りでない。

第三十四条中「且つ」を「かつ」
に改める。

第三十五条中「学校、病院、劇場、
映画館、演芸場、観覧場、公会堂、
百貨店、ホテル、旅館、下宿、共同
住宅若しくは寄宿舎の」を「別表第
一の欄の項から同項までに掲げる」
に改め、「特殊建築物」の下に「
階数が三以上である建築物、第二十
八条第一項ただし書に規定する居室
を有する建築物」を加え、「棟をなす」
を削り、「消火せん」を「消火栓」
に、「貯水そう」を「貯水槽」に
改め、同条の次に次の二条を加え
る。

(特殊建築物等の内装)
第三十五条の二 別表第一の欄に掲
げる用途に供する特殊建築物又は
第二十八条第一項ただし書に規定
する居室は、政令で定めるものを
除き、政令で定める技術的基準に
従つて、その壁及び天井(天井の
ない場合においては、屋根)の室
内に面する部分の仕上げを防火上

支障がないようにしなければならない
ない。

(無窓の居室等の主要構造部)
第三十五条の三 第二十八条第一項
ただし書に規定する居室で同項本
文の規定に適合しないものは、そ
の居室を区画する主要構造部を耐
火構造とし、又は不燃材料で造ら
なければならぬ。

ただし、別表第一の欄の項に掲
げる用途に供するものについては、
この限りでない。

第三十六条中「及び便所の構造」
を「の構造、便所」に、「及び避雷
設備の設置及び構造」を「避雷
設備及び」に、「工法」を「設置及
び構造」に改める。

第四十一条(見出しを含む。)中
「町村」を「市町村」に、「但し」を
「ただし」に改める。

第三章 道路及び壁面線」を「第
三章 都市計画区域内の建築物の敷
地、構造及び建築設備」に改め、第
三章第四十二条の前に次の節名及
び一条を加える。

第一節 総則
(適用区域)
第四十一条の二 この章の規定は、
都市計画区域内に限り、適用す
る。

第四十二条中「及び第五章」を削
り、同条第一項中「左の」を「次の」
に改め、同項第二号中「によつて
築造した」を「又は土地地区画整理法
(昭和二十九年法律第百十九号)によ
る」に改め、同項第四号及び第五号
中「又は都市計画法」を「都市計
画法又は土地地区画整理法」に改め、
同条第二項中「一・八メートル以

上」を削り、同項に次のただし書
を加える。

ただし、当該道がその中心線か
らの水平距離二メートル未満でが
け地、川、線路敷地その他これら
に類するものに沿う場合において
は、当該がけ地等の道の側の境界
線及びその境界線から道の側に水
平距離四メートルの線をその道路
の境界線とみなす。

第四十二条に次の二項を加える。
3 特定行政庁は、土地の状況に因
りやむを得ない場合においては、
前項の規定にかかわらず、同項に
規定する中心線からの水平距離に
ついては二メートル未満・三五
メートル以上の範囲内において、
同項に規定するがけ地等の境界線
からの水平距離については四メー
トル未満・七メートル以上の範
囲内において、別にその水平距離
を指定することができる。

4 特定行政庁は、第二項の規定に
より幅員一・八メートル未満の道
を指定する場合又は前項の規定に
より別に水平距離を指定する場合
においては、あらかじめ、建築審
査会の同意を得なければならぬ。

第四十二条の次に次の節名を加え
る。

第二節 建築物又はその敷
地と道路又は壁面
線との関係
第四十三条の見出し中「敷地」を
「敷地等」に改め、同条第一項中「道
路」の下に「(自動車)のみの交通
の用に供するものを除く。以下第四
十四条を除き、同様とする。」を

加え、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「自動車車庫」の下に「若しくは自動車修理工場」を、「その他その敷地」の下に「又は建築物」を加える。

第四十四条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「但書」を「ただし書」に改める。

第四十七条中「又はこれに代る柱」を「若しくはこれに代る柱又は高さ二メートルをこえる門若しくははいに、「但し」を「ただし」に、「高さ二メートル以下の門若しくははい」を「特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した歩廊の柱その他これに類するもの」に改める。

第四章 用途地域を削り、第四十七條の次に次の節名を加える。

第三節 用途地域

第四十九条中「但し」を「ただし」に改め、同条第一項から第三項まで中「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第四項中「料理店」の下に「ホテル」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第五十条第二項ただし書又は同条第四項ただし書の規定による許可を受けた場合においては、第一項ただし書又は前項ただし書の規定による許可を受けたものとみなす。

第五十条第二項及び第四項中「別表第二」を「別表第三」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五十一条を次のように改める。
(職関及び建築審査会の同意)

第五十一条 特定行政庁は、第四十

九条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第四項ただし書又は前条第二項ただし書若しくは第四項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による聴聞を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならぬ。

2 第四十六条第二項の規定は、前項の規定による聴聞を行う場合に準用する。

第五十二条第三項中「第四十九条」を「第四十九条第一項から第四項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4 特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合において、建設大臣の承認を得て、条例で、第四十九条第一項から第四項まで又は第五十条第二項若しくは第四項の規定による制限を緩和することができる。

第五十三条を次のように改める。
(用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限)

第五十三条 用途地域、住居専用地区若しくは工業専用地区又は特別用途地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で当該地域又は地区の指定の目的のために必要なものは、地方公共団体の条例で定める。

第五十四条を次のように改める。
(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十四条 卸売市場、と畜場、火

葬場、汚物処理場又はごみ焼却場の用途に供する建築物は、都市計画の施設としてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画面上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

第五章 建築物の面積、高さ及び敷地内の空地を削り、第五十四条の次に次の節名を加える。

第四節 建築物の面積、高さ及び敷地内の空地

地

第五十五条第一項中「棟をなす」を削り、「この章」を「この節」に、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第一号中「且つ」を「かつ」に、「建築物で、主要構造部が耐火構造のもの」を「耐火建築物」に改め、同項に次の一号を加える。

三 公園、広場、道路、川その他これらに類するものの内にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないもの

第五十五条第二項中「且つ」を「かつ」に、「又は準防火地域内」を「若しくは準防火地域内又は過小宅地が多い等土地の状況に因りやむを得ない場合で特定行政庁が建設大臣の承認を得て第二十二條第一項の市街地の区域について指定する区域内」に改め、同条第三項第一号中「且

つ」を「かつ」に、「建築物で、主要構造部が耐火構造のもの」を「耐火建築物」に改める。

第五十六条第一項、第三項及び第四項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第三項中「棟をなす」を削り、同条第四項中「距離は」の下に、「当該外壁又は柱が公園、広場、道路その他の空地に面する場合その他政令で定める場合を除き」を加える。

第五十七条第一項中「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第一号中「空地があつて、通行上」を「空地がある場合等であつて、交通上」に改め、同条第二項中「前項但書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文に規定する高さをこえる高さについて第五十八条第四項の規定による許可を受けた場合においては、前項ただし書の規定による許可を受けたものとみなす。

第五十八条第一項を次のように改める。

建築物の各部分の高さは、次の各号に掲げるものの以下としなければならない。

一 当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離の一・五倍

二 前面道路の幅員の二・五倍に八メートルを加えたもの

第五十八条に次の三項を加える。

4 前条第一項各号の一に該当する場合においては、建築物の各部分の高さは、前三項の規定にかかわらず、特定行政庁の許可を受けて、

第一項第一号に掲げる高さ（その高さについて前項の政令で緩和された場合においては、当該緩和された高さ）の範囲内において、第一項第二号に掲げる高さ（その高さについて前項の政令で緩和された場合においては、当該緩和された高さ）をこえるものとする。ことができる。

5 第一項第二号に掲げる高さをこえる高さについて前条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合においては、前項の規定による許可を受けたものとみなす。

6 前条第三項の規定は、第四項の規定による許可をする場合に準用する。

第五十八条の次に次の一条を加える。

(高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和)

第五十八条の二 高架の工作物内に設ける建築物で特定行政庁が周囲の状況により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、前二条の規定は、適用しない。

2 道路内にある建築物（高架の道路の路面下に設けるものを除く。）については、前条の規定は、適用しない。

「第七章 防火地域」を削り、第五十九条の次に次の節名を加える。

第五節 防火地域

第六十一条本文を次のように改める。

防火地域内においては、階数が三以上であり、又は延べ面積が百平方メートルをこえる建築物は耐

火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

第六十一条中「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 卸売市場の商家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの

第六十一条第三号及び第四号中「へい」を「へい」に改める。

第六十二条第一項本文を次のように改める。

準防火地域内においては、地階を除く階数が四以上である建築物又は延べ面積が千五百平方メートルをこえる建築物は耐火建築物とし、地階を除く階数が三である建築物又は延べ面積が五百平方メートルをこえる千五百平方メートル以下の建築物は耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

第六十二条第一項ただし書中「但し、第六十一条第二号」を「ただし、前条第二号」に改め、同条第二項中「防火構造とし」の下に「これに附属する高さ二メートルをこえる門又はへい」で当該門又はへいが建築物の一階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又はおおわを加え、同項ただし書を削る。

第六十四条中「建築物」の下に「で、耐火建築物及び簡易耐火建築物以外のもの」を加える。

第六十七条中「但し」を「ただし」に改める。

「第七章 美観地区」を削り、第六十七条の次に次の節名を加える。

第六節 美観地区

「第八章」を「第四章」に改める。

第六十九条及び第七十三条第一項中「且つ」を「かつ」に改める。

「第九章」を「第五章」に改める。

第七十九条第二項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を削る。

第八十条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

第八十条の次に次の二条を加える。

（委員の欠格条項）

第八十条の二 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者

又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（委員の解任）

第八十条の三 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号の一に該当するに至つた場合においては、その委員を解任しなければならない。

2 市町村長又は都道府県知事は、

それぞれその任命に係る委員が次の各号の一に該当する場合においては、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合

二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められる場合

「第十章」を「第六章」に改める。

第八十四条第一項中「都市計画法第十二条に規定する」を「土地区画整理法による」に改める。

第八十五条第一項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第七條」の下に「第十二条第一項及び第二項」を、「第十五条」の下に「第十八条（第九項を除く）」を加え、「から第七章まで」を削り、「但し」を「ただし」に、「第二十二條」を「第六十三條」に改め、同条第四項中「一月以内の期間」を「六月以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）」に改め、「この場合においては」の下に「第十二条第一項及び第二項」を加え、「及び第三十一條」を「第三十一條、第三十五條の二並びに第三十五條の三」に、「から第六章まで」を（第六節を除く。）に改め、同条第五項を削る。

第八十六条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「別表第三」を

「別表第四」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一団地に二以上の構えをなす建築物で、主要構造部が耐火構造であるもの又は第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するものを総合的設計によつて建築する場合において、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が防火上支障がないと認めるものについては、第二十七条、第六十二条第一項又は第六十四条の規定を適用する場合においては、主要構造部が耐火構造である建築物は耐火建築物とし、第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する建築物は簡易耐火建築物とみなす。

第八十六条の次に次の一条を加える。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第八十六条の二 第三条第二項の規定により第二十六条、第二十七条、第四十九条第一項から第四項まで、第五十条第二項若しくは第四項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

第八十七条を次のように改める。

（用途の変更に対するこの法律の準用）

第八十七条 建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物

物のいずれかとする場合においては、同条（第二項及び第七項を除く。）、第七條第一項及び第十八条第一項から第五項までの規定を準用する。

2 建築物（第三項の建築物を除く。）の用途を変更する場合においては、第四十九條、第五十条第二項及び第四項並びに第五十四條の規定並びに第三十九條、第四十条、第四十三條第二項、第五十二條第三項及び第四項並びに第五十三條の規定に基く条例の規定を準用する。

3 第三条第二項の規定により第二十四條、第二十七條、第二十八條第一項、第二十九條、第三十条、第三十五條から第三十五條の三まで、第三十六條中第二十八條第一項若しくは第三十五條に関する部分、第四十九條第一項から第四項まで、第五十条第二項若しくは第四項若しくは第五十四條の規定又は第三十九條、第四十条、第四十三條第二項、第五十二條第三項若しくは第五十三條の規定に基く条例の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号の一に該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

一 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合

二 当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであつて、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合

を「乾燥研磨」に、「工具研磨」を「工具研磨」に改め、同号四「乾燥研磨」を「乾燥研磨」に改め、同号中の次のように加える。

(四)の二 厚さ〇・五ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属のプレス若しくは切断（機械のこぎりを使用するものを除く。）

(四)の三 印刷用平板の研磨

(四)の四 糖衣機を使用する菓子

(四)の五 原動機を使用するセメント製品の製造

(四)の六 燃焼、金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工で出力の合計が〇・七五キロワットをこえる原動機を使用するもの

別表第一(一)項第三号中「ねん糸」を「撚糸」に、「馬力数の合計が一」を「出力の合計が〇・七五キロワット」に改め、同号四「馬力数の合計が二」を「出力の合計が一・五キロワット」に改め、同号中の次のように加える。

(四) 出力の合計が二・五キロワットをこえる原動機を使用する製粉

別表第一(一)項に次の二号を加える。
八 (一)項第一号(一)から(四)まで若しくは(十二)の物品、可燃性ガス又はカーバイド（以下この表において「危険物」という。）の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの

別表第一(一)項第三号中「左の」を「次の」に改め、同号(一)中「がん具用普通火工品」を「玩具用煙火」に改め、同号(二)中「又はドライダイイング」を「ドライダイイング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付（赤外線を用いるものを除く。）」に改め、同号(四)中「印刷用インキ又は」を削り、同号(五)中「馬力数の合計が〇・二五」を「出力の合計が〇・七五キロワット」に改め、同号中の次のように加える。

(八)の二 せつけんの製造

(八)の三 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造

(八)の四 手すき紙の製造

別表第一(一)項第三号(四)及び(五)中「洗浄」を「洗浄」に改め、同号(十二)中「乾燥研磨」を「乾燥研磨」に、「研磨機」を「研磨機」に改め、同号(十三)中「れん瓦、陶磁器」を「れん瓦、陶磁器」に改め、同号(十三)の次に次のように加える。

(十三)の二 レディミクスコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が二・五キロワットをこえる原動機を使用するもの

別表第一(一)項第三号(十四)中「れん炭」を「れん炭」に改め、同号(十五)中「又は金属工芸品の鍛造」を「若しくは金属工芸品の鍛造又は金属の溶融で容量の合計が五十リットルをこえないつば又はかまを使用するもの」に改め、同号(十六)中「れん瓦」を「れん瓦」に、「陶磁器、人造石、人造と石」を「陶磁器、人造磁石」に、「ほうろく鉄器」を「ほうろく鉄器」に改め、

同号(十七)の次に次のように加える。

(十七)の二 金属の溶射又は砂吹
(十七)の三 鉄板の波付加工
(十七)の四 ドラムかんの洗浄又は再生

別表第一(一)項第三号(十八)中「割力つち」を「スプリングハンマー」に改め、同号(十八)の次に次のように加える。

十九 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワット以下の原動機を使用するもの

別表第一(一)項に次の一号を加える。
四 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの

別表第一(一)項第一号中「左の」を「次の」に改め、同号(一)中「黄りん、赤りん、硫化りん」を「黄りん、赤りん、硫化りん、黄りん、赤りん、硫化りん、黄りん、赤りん、硫化りん」に、「さく酸エステル類」を「酢酸エステル類」に改め、同号(八)及び(九)中「溶剤」を「引火性溶剤」に改め、同号(十)を次のように改める。
(十) 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）

別表第一(一)項第一号(十三)中「ふつ化水素酸」を「亜硝酸水素酸」に、「りん酸、か性カリ、か性ソーダ」を「燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ」に、「洗たくソーダ」を「せんたくソーダ」に、「次亜硝酸」を「次亜硝酸」に、「ヒ素化合物」を「砒素化合物」に改め、「シアン化合物」の下に、「クローズルボン酸」を加え、「さく酸」を「酢酸」に改め、同号(十四)中「たん白質」を「たんぱく質」に改め、同号(十五)中「加熱加工」の下に「化粧品」の製造を除く。を加え、同号(十六)中「石けん」を削り、同号(十八)中「製紙」の下に「手すき紙の製造を除く。又はバルブの製造」を加え、同号(二十一)中「石油蒸りゆり産物」を「石油蒸溜産物」に、「残渣」を「残りかす」に改め、同号(二十二)中「石こう」を「石膏」に改め、同号(二十三)中「精れん」を「精練」に、「活字又は」を「容量の合計が五十リットルをこえないつば若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは」に改め、同号(二十四)中「製造」

の下に「又は黒鉛の粉砕」を加え、同号(二十五)中「びよう打」を「原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものを除く。）」、びよう打作業に改め、同号(二十七)中「圧延」の下に「で出力の合計が四キロワットをこえる原動機を使用するもの」を加え、同号(二十七)の次に次のように加える。
(二十八) 動力つち（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造
(二十九) 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造

別表第一(一)項第二号を次のように改める。
二 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの

別表第一を別表第二とし、同表の前に別表第一として次のように加える。

別表第一 耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物

(い)

(ろ)

(は)

(に)

用途

(い) 欄の用途に供する階

(い) 欄の用途に供する部分
(二)項及び(四)項の場合には、あつては二階の部分に限る。客席、(五)項の場合には、かつ、病院については三階以上の部分に限る。その部分に患者の収容施設がある場合に限る。の床面積の合計

(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場	三階以上の階	二百平方メートル（屋外観覧席にあつては、平方メートル）以上	
(二)	病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎又は養老院	三階以上の階	三百平方メートル以上	
(三)	学校又は体育館	三階以上の階	二千平方メートル以上	
(四)	百貨店、マーケット、展示場、舞踏場又は遊技場	三階以上の階	三千平方メートル以上	五百平方メートル以上
(五)	倉庫		二百平方メートル以上	千五百平方メートル以上
(六)	自動車車庫	三階以上の階		百五十平方メートル以上

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において各規定につき政令で定める日から施行する。ただし、附則第四項及び第七項の規定は公布の日から、附則第六項中住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二条第五号及び第六号の改正に係る部分は昭和三十五年四月一日から施行する。

2

この法律の施行の際現に除却の工事中の建築物についての都道府県知事への届出については、この法律による改正後の建築基準法第十五条第一項の規定にかかわらず

ず、なお、従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

(関係法律の一部改正)

4 防火地区内借地権処理法（昭和二年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

防火地区内借地権処理法

第二条第一項中「市街地建築物法」を「建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）」に、「甲種防火地区内」を「防火地域内」に、「同法第十三条ニ基テ命令」を「同法第六十一条」に、「防火地区内借地委員会」を「防火地区内借地委員会」に、「甲種防火地区外」

を「防火地域外」に改める。

を「防火地域外」に改める。

第四十号中「区裁判所」を「地方裁判所」に改め、「非訟事件手続法」の下に「（明治三十一年法律第十四号）」を加える。

第五十号中「防火地区内借地委員会」を「防火地区内借地委員会」に改める。

第六十号中「防火地区内借地委員会」を「防火地区内借地委員会」に改める。

第七十号中「防火地区内借地委員会」を「防火地区内借地委員会」に改める。

第八十号中「防火地区内借地委員会」を「防火地区内借地委員会」に改める。

第九十号中「防火地区内借地委員会」を「防火地区内借地委員会」に改める。

第十十号中「防火地区内借地委員会」を「防火地区内借地委員会」に改める。

第十一十号中「防火地区内借地委員会」を「防火地区内借地委員会」に改める。

の下に「（明治二十三年法律第六十四号）」を、「民事訴訟用印紙法」の下に「（明治二十三年法律第六十五号）」を加える。

附則中「勅令」を「政令」に改める。

5 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「第四号」の下に「又は第八十七條の二」を加える。

6 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二條第五号中「外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料（建築基準法第二條第九号に規定するものをいう。以下同じ。）でふいたもの又は主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つたもの」を「建築基準法第二條第九号の三イ又はロのいずれかに該当するもの」に改め、同條第六号中「外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料でふいた建築物若しくは主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つた建築物」を「建築基準法第二條第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物」に改める。

第三十九條中「第十八條」の下に「（同法第八十七條第一項、第八十七條の二第一項、第八十八條第一項若しくは第三項又は第九十條第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

7 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二條第六項中「第十二号又は第十三号」を「第十四号又は第十五号」に改める。

8 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項を削り、同條第二項から第六項までを一項ずつ繰り上げ、同條第七項中「において」の下に「建築物」、「を加え、

「主要構造部」、「耐火構造」を「耐火建築物」に改め、「建築基準法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一十一号）」を加え、同項を同條第六項とする。

第五條の二第二項中「主要構造部を耐火構造」を「耐火建築物」に改める。

第七條第一項中「その主要構造部を耐火構造」を「これを耐火建築物」に改める。

9 耐火建築促進法（昭和二十七年法律第六十号）の一部を次のように改める。

第三條中「から第三号まで」を「及び第二号」に、「第四号から第十一号まで」を「第三号から第十号まで」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 耐火建築物

第三條第五号を削り、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

10 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第六条第一項」の下に「（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）を、「申請すべき場合」の下に「又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事に通知すべき場合」を加える。

11 日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十八条中「第十八条」の下に「（同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項、第八十八条第一項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本道路公団法の一部を改正する法律案

日本道路公団法の一部を改正する法律案

日本道路公団法の一部を改正する法律

日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、予算に定める金額の範囲内で、公団に出資することができる。

第二十六条第四項中「道路債券の債権者」の下に「及び公団に対して資金の貸付をしている国際復興開発銀行」を加え、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 公団は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基き道路債券を引き渡す必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その道路債券の発行に関する事務の全部又は一部を外国の銀行又は信託会社に委託することができ

9 外資に関する法律（昭和二十五年法律第六十三号）第三条に規定する外国投資家が前項の道路債券を譲り受けたときは、当該道路債券に係る貸付金債権について同法第十三条の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

第三十条中「第一号及び」を削る。

第三十九条第一号中「第二十二條」を「第四條第二項、第二十二條」に、「及び第六項」を、「第六項及び第八項」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十四年二月十四日印刷

昭和三十四年二月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局